

令和元年9月6日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和元年決算審査特別委員会第1日目

令和元年9月6日(金)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	まちづくり主査	野 尻 誠
副町長	庄 司 雅 人	住民税務課長補佐	大 場 正 江
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸 一	住民税務課長補佐	大 場 君 博
まちづくり課長	小 野 芳 喜	健康福祉課長補佐	佐 藤 仁
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	森 祐 子
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課主査	東 村 貴 恵
地域整備課長	伊 藤 武 美	農業振興課長補佐	斎 藤 雅 博
災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊 藤 秀 樹	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八 畝 照 光	地域整備課長補佐	八 畝 俊 勝
総務課財政係長	八 畝 幸 仁	地域整備係長	松 本 正 人
教育長	齊 藤 涉	教育課長補佐	高 橋 真 澄
教育課長	鍛 冶 紀 邦	教育課長補佐	豊 岡 将 志
総務課長補佐	沼 澤 一 征	代表監査委員	渡 邊 敬 子
まちづくり課長補佐	曾根田 健	監査事務局長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。昨日、平成30年度一般会計ほか6会計の決算審査特別委員会の委員長に推選されました佐藤でございます。精いっぱい務めさせていただきますが、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しています。

ただいまから、平成30年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査方法について、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成30年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いします。

(挙手あり)

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 それでは、これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。ど

うぞ。

4番 16、17ページ、町税2項固定資産税の不納欠損、これって5年でまた5年を経過するとなくなるような制度なんですけれども、毎年このようにして発生することなんですか。

住民税務課長 ただいまのご質問にお答えします。

地方税法上、そういう仕組みになっておりますので、5年を経過して時効が成立すれば不納欠損という形になります。

4番 帳簿上は5年ごとになくなっていくということなんですかけれども、これちょっとうがった見方なんですけれども、5年でなくなるということを知っていて、それを利用して不納欠損というか、固定資産税を支払いしないという方みたいな事案はないんでしょうか。

住民税務課長 固定資産税というか、不納欠損する場合なんですけれども、所得やそういうのを確認しましてなるべく徴収するような形で努力しております。

4番 徴収はわかるんですけれども、それを利用している方はいないということだったら、それでよろしいですが、今後もやはり徴収に向けて頑張ってくださいと思います。

委員長 次に、質問移ります。

9番 16ページ、今の同じところで1の1の1……。

委員長 マイク近づけてください。

9番 固定資産税、失礼しました。今、固定資産税の未収の話、出ましたが、きのうの代表監査委員の意見書にもありましたが、前年から見れば個人の調定についてもかなり減額になっていて評価したいという意見もございました。ところが、固定資産税ですが、きのうの代監の話にもありましたが、固定資産税、何ですか、所有権移転の問題があつてかなりおくらしているという話がございますが、今年度、昨年度、未収額が314万402円、昨年度とほぼ同じ金額なんです、昨年度の説明ではその400何がしが47名だったという話をお伺いしておりますが、30年度の340何がしの数字は、対象者何名なんですか。昨年度と重複した方もいらっしゃるんでしょうか。そのあたりお聞きします。

委員長 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

委員長 開会します。

住民税務課長 未納者の件数につきましては48名になります。

9番 48名ということは、1名増しているということで、47と48ですから同じ方が昨年と引き続き滞納しているということになるかと思いますが、ダブっていると思われる47名の方については連絡がつく方なんですか。そのあたりお伺いします。

住民税務課長 済みません、連絡のつかない方も若干数名ほどいらっしゃいます。人数は再度確認いたします。

9番 そうしますと、連絡がつく方については再三督促はしておるということで、つかない方については今どんな対応をしているのでしょうか。

住民税務課長 戸籍等を確認しまして、連絡先を確認作業をしております。

委員長 次の質問に移ります。

9番 今の課長の答弁ですと戸籍を調べて調査をしているということであれば、どこまで進んでいるのかわかりませんが、全ての方連絡がつくと、住所が確認できるということになるかと思いますが、それでよろしいんですか。

住民税務課長 戸籍の付票等で所在地を確認しておりますが、中にはやはりその住所地に住んでいらっしゃらず連絡のとれない方もおります。

9番 何でこんなこと何回も言うのかというと、きのうの代監の意見書にもございますが、税の公平化ということで、今4番委員もおっしゃったように、払わなければそれで済むんじゃないかという方も、考えている方もいらっしゃるということなので、調査するのであれば徹底的に調査をして町の方、役場職員の方の調査権といいますか、どこまで突っ込めるのかわかりませんが、ある程度制限があると思います。であれば、司法書士なり弁護士なりを通じての調査というのもあります。それはどこまでも突っ込んでいきますので、そのあたりを活用しながら、幾らかでも滞納がなくなるような対応をしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりもう一度答弁をお願いします。

住民税務課長 今後活用するように検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

歳入。

9番 40ページ、41ページ、飛んで済みません。20の5の5、雑入です。41ページの説明の中の一番下から3段目、物件移転補償費1,875万6,510円。多分除雪センターの件かなと思いますけれども、そのあたりを確認します。

総務課長 済みません。この物件補償移転費につきましては、木友の除雪センターです。お見込みのとおりでございます。

9番 済みません。それでは改めて確認ですが、除雪センターの移転費はこの1,800何がしを含めて、幾ら補償金が入ったのでしょうか。

地域整備課長 29年度と30年度合わせまして、6,028万1,344円の補償額となっております。

9番 そうしますと、この6,000何がしで、除雪センターの移転関係は全て終了したと考えてよろしいんですか。

地域整備課長 全て終了しております。

委員長 ほかに質問ございませんか。

9番 済みません、同じページ、41ページです。雑収の右のほうの説明の中で上から何段目、8段目に労働保険料過年度分還付金5万7,112円とございますが、これはどういう還付金なんでしょう。お伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

委員長 再開します。

総務課長補佐 お答えします。

こちらは山形労働局からの還付金でありまして、当初概算で払ったものの精算を翌年度還付としていただくというものになっております。

9番 済みません、言葉がよくわからなかったんですけども、保険料として納めた分の還付ということなんですか。補佐の説明がよく聞こえなかったんですけども。

総務課長補佐 町の臨時職員の方についての労働保険料、当初概算で納めるんですが、実際年度内の動きを精算しまして翌年度還付になるというものでございます。

9番 臨時職員だけの方の還付金といいますか、保険料納めた分の還付ということよろしいですか。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

4番 同じ40、41ページ、消防団員安全装備品整備事業助成金48万1,000円とありますけれども、この内容をお聞かせください。

住民税務課長 昨年度購入しました活動服等ございますが、これにつきましてはヘッドライトの部分につきまして国庫補助対象になりましたので、その分の補助になります。

4番 といいますと、ヘッドライト、ヘルメットについているヘッドライトのことですか。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

9番 同じページです。済みません、41ページです。先ほどの労働保険の上です。一番上でございます。行政財産貸付料過年度分8万8,000円というのはどういうものなんでしょうか。

総務課長補佐 この部分ですが、役場に設置しております自動販売機の年間使用料なんです、昨年度業者で納付、再三言ったんですが、6月に入ってから納付があったものですから、こちら雑入で30年度受けたものでございます。

9番 自動販売機の件、前に話がありましたけれども、なぜこういうふうに年度をまたいでの入金になってしまうわけなんですか。そのあたり、業者との契約とかないんですか。そのあた

りどうなっていますか。

総務課長 この件につきましては議会でもご指摘いただきまして、大変陳謝させていただいたところなんですけれども、状況を申し上げますと5月末までにということで、業者に再三なく電話をして確認をとっておりました。最終日にしたところ、5月末日に入金したという連絡を受けて安心しておったところなんです、1日ずれて、金融機関からこちらに入金になったのが5月末を越えていたということで、過年度になったという経過になってございます。大変、これにつきましては前の議会でも説明させていただいたとおりでございます。

9番 前も確認したかもしれませんが、その業者と役場との設置についての契約というのがあるんでしょう。それはいつまで納めてくださいとなっているわけ。5月末までなっているの。

総務課長 契約書、確認、あれですけれども、納入についてはこちらから納入通知書を送付してそれに基づいて業者からいついつまで納入するよにということでお願いして通知を出してございます。

委員長 説明ならいいですけれども、説明なら許可します。ありますか、説明。
暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長 再開します。

質疑ございませんか。

4番 34、35ページ物品売払収入の除雪車売払収入180万円とありますけれども、何を売ったのかお聞かせください。

地域整備課長 ロータリ除雪車売り払いでございます。以上です。

4番 ロータリ除雪って、大型の除雪車1台の金額ということですか。わかりました。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番 17ページ、先ほど質問あったわけですが、固定資産税不納欠損額122万1,000円ありますが、この中で現年度課税分が18万3,300円。そして滞納繰越分として103万7,700円とありますが、現年度分が不納欠損にしなければならなかった理由と滞納繰越分103万7,700円、これがどういう条件に該当して不納欠損にしたのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 現年度分の18万3,300円につきましては相続人なしの固定資産税になります。過年度分の103万7,700円の条件につきましては、先ほど言いましたように5年間の時効になりましたので、不納欠損しております。

2番 35ページになりますけれども、右の備考の欄のところに診療所貸付収入136万3,500円とありますけれども、これは本年度あるいは次年度も貸付金がまだ残っているという内容でしょ

うか。

健康福祉課長 お答えいたします。

この診療所貸付収入については、診療所の建物分について医師に賃貸料ということで貸している賃貸料でありまして、1年分でございます。

2番 1年分なんでしょうけれども、何年後まであるのか。30年度分で全て終わっているのかという質問です。

委員長 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

委員長 再開いたします。

健康福祉課長 済みません、私勘違いしておりました。昨年度につきましては原田先生から4月から12月までの分ということでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番 若干きのうの議題とも絡んでくるわけですが、23ページ、土木使用料の中で公営住宅使用料収入未済額11万2,200円、滞納繰越分が23万3,500円とありますが、この部分というのは保証協会等は利用してなくて、まるきり個人の保証人しかついていないという案件で、なかなか回収が進んでいないということなんですか。

地域整備課長 ご質問にお答えします。

この住宅につきましては、この住宅じゃないですね、済みません。

この未収入分については民間の保証会社がついていない、普通の保証人がついているほうの住宅の使用料の未納でございます。未納分につきましては、5月の出納閉鎖以降2万8,700円分は、今現在納入していただいております。あとは引き続き滞納者3名おるんですが、納入していただくよういろいろと連絡をとっていただいているところでございます。

さらに、滞納繰越分でございますが、1名分でございます。現在もう入居されていない方がありますが、親戚の方がおりまして、そちらと連絡をとっているんですが、なかなか進んでいない状況なので、今後いろいろどういうふうにしていくか、今検討しているところでございます。

6番 今、回答聞いておられますと非常に困難な回収状況のようではありますが、今後とも進め方として役場職員が対応していくのかそれとも第三者、先ほど9番委員からも提案ありましたように、司法書士なりいろいろな人を活用した形で進めていくのか。この辺町としての考えはどのような考えを持っているのでしょうか。

地域整備課長 まずは、基本的には職員で対応してまいりたいと思っておりますが、司法書士の

先生であったり、弁護士の先生方をお願いする件につきましては、上司と相談しながら今後どういう方向でもっていか検討してまいりたいと思っています。

6番 そのように検討していただきたいということと、やはりかなり時間がたっているんだろなということが想定されます。そういった中で判断する時期というものは、やはりいつかかずか判断しなければならないと思いますので、こういう後ろ向きの案件でずっとどこから待っていても余りいいことないので、判断すべき時期に来ているんじゃないかなというところで、早期の判断をお願いしたいなというところで、町長の考えをお願いしたいなと思います。

町長 税と違いまして、こういった公共料金等についての不納欠損ができない状況であります。この滞納繰越の方については、もう既に亡くなっているという方でありまして、その不納欠損に近い処分をするためには、議会の承認議決事項だということもありますので、ぜひそういった方でもう回収ができないという公共料金等がやはりあります。かなり塩漬けになったままのものがずっと滞納繰越分として残る現状もございますので、一度整理をさせていただく必要も、私もあるのかなと思います。

したがいまして、こういった塩漬けになった滞納繰越分のものについては、水道料金等含めて一度議会で状況をお話しさせていただいて、その中でできるものとできないものをしっかり把握しながら、できないものについては議会の承認をいただいて、不納欠損という同等の処分をさせていただくようなことで、お願いを申し上げたいなと思っていますのでございます。

委員長 ほかにございませんか。

9番 済みません。32、33ページですが、15の2の10市町村総合交付金でございますが、市町村総合交付金740万1,000円、前年度実績でございますが、昨年度を見るとこの交付金が市町村分と雪対策ということで区別されたようなんですが、区別して内容聞いてどうのこうのうじゃないですけども、今回はこういうふうに1本で入ってきているんでしょうか。そのあたりお聞きします。

財政係長 雪対策総合交付については、平成24年に市町村総合交付金の県の補助金のような形で町に来ることになって、以降続いてまいりました。平成30年度については、雪対策総合交付金と市町村総合交付金を一本化するという県の方針のもと、このようにまとまった形で歳入を受けたものでございます。県の方針でそのようになったということでございます。以上です。

9番 そうしますと前年度までは市町村分、雪の分と分かれておったんですが、その割合の基準というのは何かあるんですか。5対5、6対5とか、そういうのがあって、市町村分と雪の分ということで、区別をして交付になっておったんですか。

財政係長 割合ということではなくて算定式がございまして、例えば雪の場合ですと、高齢者宅

の除雪に幾らかかるということ算定しながら市町村に入ってくると。市町村総合交付金につきましても同じように算定式がございまして、例えば子育てですと乳幼児の数掛ける幾らという単価で算定してくるというものですので、雪対策総合交付金が何%というものではないということで、ご理解いただきたいと思います。

9番 そうしますと、基準というの何もなく、今までこの項目で分かれていたけれども、1本で入ってくるからこちらとしては受けるしかないわけだから、何も子育てに幾ら、高齢者の除雪対策に幾らという、受け側の処理といいますか、それは別に構わないということなんですか。

財政係長 市町村総合交付金については約30項目ほどありまして、それぞれ算定されて入ってきます。雪対策総合交付金についてもたしか5項目くらいに分かれておったかに思います。町に歳入になってくるわけなんですけれども、決算書の段階では充当というものは見えないんですが、財政でやっております決算統計の段階では、歳入になりました740万何がしのお金を、それぞれその事業ごとに割り振りをして充当をしたという決算の処理をさせていただいております。以上です。

2番 41ページ目になりますけれども、備考の欄、真ん中より少し上のところですけども、最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金77万3,500円とありますけれども、これは山形県の防災ヘリ、県のドクターヘリが舟形町に来たときの補助金という理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長 現在、休日等につきましては職員じゃなくて外部の方に依頼してドクターヘリの誘導をお願いしております。その分に係る賃金、電話料等の補助になりまして、来た回数分じゃなくてあくまでも賃金相当分になっております。

2番 直接は関係ないんですけども、これは少ないほうがいいと思うんですけども、平成30年度では舟形町に来た件数あるいはその前、29年度に比べて多くなっているのか、横ばいなのかという数字がわかれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 大変済みません。ドクターヘリの回数につきましては現在手持ちがございませんので、お答えできません。申しわけないです。

委員長 後で連絡だけでいいということですか。2番委員。(「はい」の声あり)

ほかにございませんか。ほかにありませんか。

9番 我々時間稼ぎしているみたいで済みませんが、20ページ、21ページです。9の1の1、地方特例交付金でお伺いします。21ページに減収補填特例交付金129万3,000円ございまして、書き物見ますと特別税額控除に係る地公体の減収の補填ということですが、具体的にもう少しみ砕いてどの部分の、例えば住宅特別控除の分の割合で100何がしが来るとか、そのあたりお伺いしたいんですが。

財政係長 この特例交付金については、住宅ローンを組むと、概要だけの説明にさせていただきます

たいと思うんですが、内訳がわからないものでして、国から舟形町さんはこのぐらいですよという形で示される金額が入ってくるという性質のものでございます。

その内容なんですけれども、住宅ローンを組んだ場合に税金を控除しますという制度が、以前から続いております。そうしますと町にはその税収分が入ってこないことになって、町は損をするということになろうかと思えます。その分について国で手当はしますという内容で、120万何がしのお金が国から交付されているという内容でございます。以上です。

9番 そうしますと、今住宅ローン、住宅借入れ等の特別控除、全額控除の件だと思いますが、書き物見ると住宅控除等となるんですよ。ですから、等というには等の中には住宅控除だけじゃなくて、ほかのものも含まれてこの補填の分が入ってくるのかなと、そのあたりもあわせてお伺いしたかったんですが。

財政係長 30年度のこの交付金については、住宅ローン控除のみでございます。その年度によって変わるわけございまして、ちなみに31年度については自動車税、軽自動車税の減税というものもこの中に含まれて歳入になってございます。30年度については住宅ローン控除のみでございます。以上です。

9番 住宅ローンの減税の話はわかりますけれども、自動車税とかというの、減税というのはどういう場合に発生するのでしょうか。

財政係長 自動車税、軽自動車税については31年度に新設というか、31年度は歳入があるということで先日通知があったものでございます。内容については、国の施策の中で自動車税、軽自動車税の税法が改正されるという内容になってございます。その内容については環境に配慮したグリーン課税ですとか、そういうものを購入した場合減税しますよというものについてそのかわりに国で補填しますという内容で入ってくるというもので理解をしております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

なければ閉めますけれども。ないですか。誰かなしって言ってくれるとありがたいんですけども、ほかにありませんか。

なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

説明員は速やかに交代してください。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、1款議会費の質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、第1款議会費についての質疑審査を終結いたします。

次に、第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 （朗読、説明省略）

これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番 52ページ、財産管理費でございます。備考の需用費の5番目光熱水費714万6,000円になっております。昨年度を見ますと497万円と200万円以上多くなっているんですけども、この内容をお伺いします。

総務課長補佐 お答えします。

29年度につきましては、第2庁舎分について特別会計の公共下水道農集排に予算を置いて執行してまいりましたので、30年度からその分をまとめて一般会計からということで多くなってございます。

5番 その分多くなったのはわかりますけれども200万円以上の金が多くなっていると、こういうことですか。光熱費、例えば電気料金が上がったとか、そういうものではないということですよ。

総務課長補佐 年ごとに若干変動はあるとは思いますが、700万円を第2庁舎分と本庁舎で分けて払っていたということで、総額的にはそう変わらない金額でございます。特別会計で差額200万円ほど払っていたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。済みません、2番委員から最初。

2番 49ページになります。備考の欄の下から10行目ぐらいですか。最上広域市町村事務組合の分担金というところがありますけれども、きのうの監査委員の報告からもありました。この資料ですけれども、各市町村ごとの分担金が載っていました。（「何ページ」の声あり）22ページ。これは22ページですけれども、この中で事務費、分担金ということで一番左の欄だと思います。

私はトータルの合計の金額、分担金の合計、右側ですけれども、これを各市町村ごとにばらしてきてみました。人口の人数のとり方、3月末の段階でばらしてみたいんですけども、当然新庄市は人口の多い関係から、飛び抜けて多くなっています。舟形町に関しましては、6番目の金額になっています。人口に関しましては5番目です。1人当たりの分担金の金額になりますけれども、舟形町に関しましてはきのうの報告にもあったんですけども、私の計算したところでは1人当たり3万2,000円です。一番多いのが大蔵村です。大蔵村が4万3,000円になっています。一番少ないのが3万1,000円の新庄市ですけれども、この見方とし

ては1人当たりとするところという計算の仕方によろしいのでしょうか。

財政係長 最上広域の分担金に関して何ですが、人口割何%ですとか、あとは処理量割何%ですとか財政力指数割何%ということで、一概に人口だけで案分されるものではございませんで、そういう内容の積算になってございます。以上です。

3番 48、49ページ、総務管理費でございます。済みません、52、53ページです。済みません。総務管理費の財産管理費でございます。この中で、備考欄にE T Cカード新規発行手数料216万円とございます。これの説明をお願いします。

財政係長 E T Cカードにつきましては、皆さん御存じのとおり、高速道路に乗る際にそのカードは使用するわけなんでございますが、主に町長車ですとか町が所有しているバス、スクールバスでなくて福祉バスなんですけれども、そういったもので県外に出張または研修に行く場合がございます。一般的な乗り方よりもE T Cを活用したほうが安く運行できるということ、それから事故等なくスムーズに高速道路に乗りおりできるという観点から、E T Cカード2枚準備してございます。その発行にかかった手数料でございます。以上です。

3番 そうすると、E T Cカードは2枚だけ所有しているということによろしいですか。

財政係長 はい。E T Cカードは2枚所有してございます。

3番 それでは、今町で所有している台数が、自動車ということで決算年度末、25台でございます。全部が全部E T C使うわけではないと思うんですけれども、E T Cカード使用可能な台数というのは何台あるんでしょうか。

財政係長 町が所有している公用車の中で、E T Cカードの挿入口がついているものについては3台でございまして、町長車、副町長車、福祉バスの3台でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

6番 14ページ、まちづくり推進費の中で、57ページの空き家対策事業の中身、成果表見ていただきたいんですけども。

委員長 何ページですか、成果表。

6番 10ページです。気になる項目があったので(3)各町内会長や民生児童委員と連携を図りということで、どのような連携を図ったのか。要するに、この解体事業する際は、町内会長なり民生児童委員に過大な負担はかけないようにというところの話があったわけですが、連携を図ったというところの文言は、どういう連携を図ったのか教えていただきたいと思えます。

住民税務課長 町内会長さんと民生委員さんの方につきましては、解体の申請があった場合に、うちのほうでチェック表がありますけれども、そちらに若干ご意見をお聞きしていることと、もう1点につきましては検討をいただいているところがございます。

6番 そうしますと、大きな連携じゃなくいろいろな情報の提供ぐらいで、具体的な解体をして

いる際にその家に行ってどうのこうのという連携をやっていないんだということですよ。要するに、前回町内会長への負担、民生児童委員への負担、解体される方へのお話とか、そういうことは地域に住んでいる人間としてはできないのかなということを見ると、余り過大な負担はさせないほうがいいんじゃないかなと思っているんですが、その対応も少し詳しくお話しいただければありがたいなと思います。

住民税務課長 今後とも、空き家等の情報につきましては、提供していただきたいと存じています。解体の際につきましては、特に冬期間の雪の状況の確認等の確認とか、通常の例えば飛散物があったとか、そういった情報をいただいているということですので、今後その程度でとどめていきたいと思っています。

委員長 ほかにございませんか。

3番 50ページの2の1の2、文書広報費ですね。ふるさとCM作業ということで15万6,700円とここにございます。成果表の5ページにふるさとCM制作事業ということで、主な経費、CM大賞編集業務委託料15万1,200円、これの委託料の支払い先はどこになっていますでしょうか。

まちづくり課長 新庄市内の業者さんで、こういった映像等を処理していただいている業者さんにご理解いただきたいと思います。以上です。

3番 成果の中で、舟形町を発信しPRするというところでございます。テレビでコマーシャルでやっているのは見ることはあるんですけども、この発信ということはどういった、テレビだけなのか。どういったところまで発信をしているのかお伺いをします。

まちづくり課長 今、町のホームページ上でも、このCMについては情報掲示をしてごらんいただいているという対応をしてございます。以上です。

3番 私の認識不足かもしれないんですけども、例えばここに地元の町民の皆さんに写真を提供してもらい、作成したということもございます。テレビに放映されますよということを、防災無線か何かで、そういうことはお知らせはしていないのでしょうか。

まちづくり課長 特に、防災無線等でお知らせまではしてございませんでしたけれども、この番組の制作会社さんでコマーシャルということで周知しているということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

9番 同じページ、開いていただいておりますので、50、51ページの下でございます。3目財産管理費で右の51ページ、一番下委託料公会計支援業務委託料でございしますが、216万円の決算でございしますが、まず初めに委託先をお伺いします。

財政係長 委託先につきましては株式会社ぎょうせいさんになってございます。ぎょうせいです。以上です。

9番 そうしますと、29年、30年と決算額を見ておるんですが、額に動きがございます。契約というのは公会計の支援といいますか、やっていただくために契約を結んでいるわけじゃないんですか。幾ら幾らで年間でこれだけやってくださいよという契約じゃないんですか。決算額はさまざま動いているように感じますが、そういう契約ではないんですか。

財政係長 公会計につきましては、28年度決算、いわゆる29年度からスタートしてございまして、初年度については当町に足を運んでいただいて、実際機の隣に座って操作等を支援していただく回数も多かったものですから、若干高かったなと思います。2年目になりました29年度決算、つまり30年度でございまして、その回数も若干少なくて済むぐらいのスキルがついてまいりましたので、若干金額が下がっているかと思えます。

毎年、契約を締結する際に価格交渉を行いまして、なるべく安価で契約できるように交渉をしているということをご理解いただきたいと思えます。以上です。

9番 ですから、その契約の方法なんです。年間で幾らという契約じゃなくて、それが基本があって何回も足を運んでくればプラスになる、そういう契約なのか。余りにも、28年度からスタートして一番高いピーク280何がしというのはわかりますけれども、その後の契約のやり方といいますか、毎年動いたのでは予算組むのにも支障を来すんじゃないかなと思って、そこもあわせて言っているんですが、どういう契約内容になっているのかということをお伺いします。

財政係長 この契約につきましては、1年間の契約ということで春に契約を結びまして、後期につきましては3月末までということで1年間の契約を結びます。その中で、当町に足を運んでいただいたりする回数ですとか、そういうものを含みまして契約をすることです。

財務書類の作成につきましては、その都度短期間でできるものではないものですから、年度末までかけて、前の年度の決算の財務書類をつくるという事務を進めているところです。以上です。

委員長 4番委員、あれ、3回目。どうしても4回ですか。4番委員。

4番 済みません。56、57ページ、空き家解体補助事業について質問をさせていただきます。目的として、老朽化して管理不全な状態にある空き家等による近隣住民の被害の発生防止するための事業ということですが、確かに今倍増しましたね、補助金、100万、50万円と。それで、この目的にかなった方も多々いると思います。一方、ある意味補助金が出るうちにやっちゃえという町民の声も、耳に入っているのも事実です。

本来、これよりも問題なのは危険空き家なんですよ。危険空き家は全然ここで解消されていないわけです。なので、そちらのほうにもっとシフトを変えて、何とか危険空き家を除去してもらいたいという思いでいるんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか。

町長 委員さんのおっしゃることもわかるんですが、危険空き家と舟形町で認定している中でも

やはり非常に国道、県道、町道に面して通行する人の支障があるとか、そういった場合にのみということが、ある程度限定されます。そういった中で、支障がないような危険空き家と言われるようなものについては、やはり景観上よくないとはいえ、それをするということは当然そこに実施していただける負担も伴います。そういったことが出てくると思います。

先ほど、6番委員さんからもありましたけれども、町内会あるいは民生委員の方と相談しながら、非常に危険だということで町では公平感を持つ意味でお願いをしながら、行政側とその方、もしくはそれを紹介して来ていただける方の力関係だけではなくて、公平にそういったものができるようにということでやっておりますので、委員の方々をはじめとしましても、そういったことなんだということで周知をしていただきたいと思います。

4番 町長の言うこともわかるんですけども、やはり町内会に要望を出しているのちよっとまだわからないですけども、要望は出していると思います。しかし、地権者でも財産の問題もありますし、なかなか難しいのはわかります。ただ、遅々として進まないのも事実なんです。やはりそこを何らかの手だて、例えば解体の費用が出せないんだったら、土地を町に物納して町のものにするとか、そこまで極端な話なんでしょうけれども、何らかの手だて、一歩ずつでもいいですから、そういう危険空き家に対しての進め方というものを、今現状のものでとまるんじゃないかと、進めていかなければならないと私は感じておりますので、何とかその辺のことを検討していただきたいと思います。

町長 委員のおっしゃることもわかるんですが、全て役場でそういったものがあると、全て行政でできるかということにはやはりならないんだろうと思います。やはり、公金でございますので、しっかりと町民の方からも理解していただけるものでなければ、それを行使することにはならないと思います。したがって、危険空き家と思われるような地域の中で、関係者の方々と問題をしっかりと整理した上で、初めて行政側でできるものだと認識をしております。

その上限額を上げたことによりまして、危険空き家の部分は大分解消したかと思えます。一旦その上限を緩めると、もっともつとつと出てきます。しかしながら、一定のルールを持たなければそこに歯どめがかからないということも、ぜひご理解いただいております。

物納の件がございましたが、町にとって有能であればその部分の土地をいただくということもあるかもしれませんが、それを条件にしてしまいますと、余り必要出ないところについては価値のないところについては、それをできないということになるかと思っておりますので、そういったことについては、なかなか今の現状の中では今後検討していかねばならない事項だと思っておりますし、すぐに物納という形で取り組みますということにはならないのではないかと考えております。

4番 そのお考えも理解できますし、しかしやはり何も進まないというのもいかなものかなという思いもありますので、何ができるのかも含めて今後検討をしていていただきたいという思いであります。

委員長 答弁はいいですか。ほかに質問ございますか。

5番 同じ57ページになります。6番地域づくり支援事業、この中で除雪機械購入費用補助金。これは291万5,000円になっております。成果表を見ますと、29件、計291万5,000円、うち3件が舟形町高齢者世帯等除雪サービス事業協力者となっておりますけれども、3件で60万円、26件で231万5,000円ということですのでよろしいんですか。

まちづくり課長 委員おっしゃるとおりでございます。

5番 当初予算で10万円掛ける30台ということで、300万円当初予算でとったと思うんですけれども、291万5,000円、予算どおりとなっているわけです。これは予算になったから打ち切ったのか。それとも打ち切ったのではなくてこれしか申し込みがなかったのか。どちらになりますか。

まちづくり課長 平成30年度の除雪機械の補助の予算の状況と実績でございますけれども、当初200万円措置をして1、2月補正で100万円を追加させていただいて、実績としてこのようなことの内容ということでご理解いただければと思います。

5番 そうすると、それ以後に申し込みがあったということはないと、この29件で申し込みはそれ以上はなかったということですね。

まちづくり課長 平成30年度の件数の、相談も含めてですけれども、29件ということでそれ以外についてはございません。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

9番 済みません、62ページでございます。2の1の14職員研修費でございます。右の63ページ、職員研修費研修事業142万円でございます。昨年度から見れば2倍の実績ということで、大変評価をしたいと思いますが、成果表を見ますと研修のやった項目しか載っていないんですよ。ですから、研修をやった成果といいますか、そのあたりも何ていいますか、先日私町長に一般質問で申し上げたら、そういう感想は受けていないという話だったんですけれども、研修後の何ていいますか、研修ただ受けるだけじゃなくて、それをどのようにほかの職員に波及させるかというあたりまでの感想といいますか、そのあたりを成果表に示していただければと思いますが、そのあたり、今後どうでしょうか。総務課長。

総務課長 成果表の中には、実施したという内容での掲載しかなくてございませんけれども、例えば質問にありましたとおり、どういう効果があったのかという質問でございますが、今現在研修の種類によっても、例えば課長級に昇格したとか、その職階での役割としての研修とかございます。ですので、昇格した方については、昇格した役職についての研修というのが

ございまして、そういうものについては実際に履歴事項でもございますので、やってございます。あとさまざま、今タイムリーなところでの研修ということで、例えば情報の発信力の研修とかさまざまあるわけですけれども、そういったところでの研修の復命については町長まで上がる分と、総務課長分とということで分けてございます。そういう中身を見ながらなおかつ今現在職員の状況等を勘案しますと、いろいろと勉強になっていると思います。

例えば、強調しておきたいのは今、ワークショップ等でいろいろ職員が出てございます。そのための研修等もやっております、地域の皆様方にいろいろな面で意見をまとめたり、発表したりというところでは、十分活躍しているのかなと思っております。こういうことを含めて来年度での決算についての報告については、少し内容的なものも踏まえて成果報告書を取りまとめさせていただきたいと思います。

9番 よろしくお願ひしたいと思います。

中身に、二、三お伺ひしますが、県と広域でやっている研修の中で、クレーム対応研修、ハードクレーム対応研修というのがございますが、これには何名参加されまして、その後研修された方が戻って、各課でそれぞれその課にやったようなフォロー研修などを行っているのかそのあたりをお伺ひします。

総務課長 クレーム関係についての参加については、職員が2名ほど参加してございます。復命の内容ですけれども、私の記憶の中ですが、やはり役場に来て大声でいろいろと自分の主張をなさる方、いらっしゃいます。そういった方への対応の仕方を具体的にということで、いろいろと指導を仰いできているという復命になってございました。

9番 ですから、今課長がおっしゃったそのもので、そういうものは身近なものであって、一番窓口にいる方だけじゃなくて、ほかの職場の方にもいつ何どき起きるか分からない。そういう何ていいますか、事件じゃないですけれども、そういうことだと思うんですよ。そのあたりは研修行った2人だけで終わるんじゃなくて、内部皆さんの中で共有するようなことをしていかないと、職員全体のスキルアップにはなっていないんじゃないかなと思うんです。忙しいのはわかりますけれども、そのあたりもあわせて今後検討していくべきではないかなと思います。

もう1点だけお伺ひしますが、初めて見るので、その他の研修でかみしほろ塾というのがございますが、これはどういう研修なんでしょうか。

まちづくり課長 それでは、研修に参加した職員がおりますので、野尻主査からその内容等について答弁させていただきたいと思います。

まちづくり課主査 かみしほろ塾なんです、名前のおり上士幌町というところに研修に行かせていただきました。内容といたしましては、ふるさと納税を一生懸命されている町でありまして、ふるさと納税で寄附者の方といかにつながりを持つとか、そういったところの一

生懸命な町であったものですから、そちらに研修に行かせていただいて、ふるさと納税のほかにはバイオマスとか車の自動運転なんかの講義なども聞かせていただいたところです。以上です。

委員長 3回ですので。ほかに質問ございますか。

10番 それでは、一般管理費の中で51ページ、舟形応援事業についてですけれども、確認も含めて質問させていただきます。この事業内容を見ますと、旅費を除けば負担金と需用費ということになるようですけれども、需用費の食糧費23万何がしありますけれども、この中には例えばふるさと東京友の会の総会等で、こちらから行った参加者の会費等も入っているんじゃないか。

まちづくり課長 この食糧費の中身につきましては、東京友の会の会員の方々に提供する、抽せんするお土産、これらに充てているものでございまして、参加者の負担金については、食糧費等についてはその参加費で賄われていると理解してございます。以上です。

10番 そういうことであれば結構だと思うんです。食糧費というのは自分たちの食料かということであれば、改める必要があるのかなと思ったところです。

ふるさと応援事業ですけれども、今回の一般質問等でも定住、移住に関して有楽町にありますふるさと回帰支援センターの件も出ておりますけれども、やはりそういった機関を利用したような応援事業というものも、展開していく必要があるのかなと思っております。そういう中では今課長からありましたように、こちらの産品をただ友の会の方に差し上げる、PRをするということだけでなく、やはり東京にいる方からふるさとを応援してもらうような、そういう新規事業というものをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

まちづくり課長 ご意見いただきましてありがとうございます。30年度の東京友の会の総会にしましては、町長以下職員も参加させていただいて総会の席上、職員から今町で力を入れている孫プロジェクトのプレゼンもさせていただいて、移住、定住のPRに努めてきたということで、総会にも会員の高齢者の方もいらっしゃいましたけれども、若い方も参加していただいていたので、このプレゼンにつきましては今後の効果につながっていくものということで、期待をしているところでございます。今後も継続して取り組んでいきたいと考えてございます。以上です。

10番 今、答弁にもありましたけれども、やはり東京友の会の総会、私が参加しても最近はや若い方の参加も目立っております。前評判ですけれども、ことしも若干そういった動きもあるようですので、ぜひそういった若い方を利用したふるさと応援をお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

3番 68、69ページの舟形町総合戦略推進事業でございます。その中で住民主体の地域づくり推進事業でございます。業務委託料200万8,800円、これの内訳内容をお聞きします。

まちづくり課長 住民主体の地域づくり推進事業の委託料でございますけれども、東北公益文化
大学に委託をしまして、この事業のコーディネートをさせていただいたり、あとは成果品をま
とめていただいたりという業務内容になってございます。以上です。

3番 そうすると、この金額を全部公益文化大学に全部行っているわけですか。

まちづくり課長 この金額が東北公益文化大学に支払いをした金額でございます。

3番 ここにいろんな……何回となく講演会等やっていますけれども、この200万8,800円の根拠
というか、この金額、妥当かどうかわからないんですけども、どういう算定方式でこの金
額出たのかお伺いします。

まちづくり課長 主なところということで答弁させていただきますと、先生、教授の方、協力者
への謝礼と移動に伴うバス、タクシーの借り上げ料、こういったところが公益大の生徒さん
であったり、地域コーディネーターさんも参加していただいて、ワークショップにも参加して
いただいている交通費であったり車の借り上げ料、報告書の印刷ということで報告書も皆さ
んにお配りしているものでございますので、こういったものになります。以上でございます。

委員長 ほかにございますか。あれ、3回したんじゃないかな。もう1回だけ。わかりました。

3番委員の本件に係る質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規
定によって特に発言を許可いたします。

3番 済みません、今課長答弁の中で印刷製本代ということも入っているということですがけれど
も、印刷製本代24万7,158円というのは別に計上されているんですけども、これは関係ない
んでしょうか。

まちづくり課長 需用費の中の印刷製本費24万7,158円の内容でございますけれども、この印刷
製本費につきましては各町内のワークショップで作成して、つくり上げていただいた地域の
課題であったり目標であったり、こういったものをプリントして各町内会におあげしている
もの、この印刷製本費ということでご理解いただければと思います。委託料とは違う内容の
ものです。以上です。

委員長 暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

委員長 再開いたします。

本日の審査はここまでとします。

月曜日は午後1時半より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時46分 散会

令和元年9月9日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和元年決算審査特別委員会第2日目

令和元年9月9日(月)

出席委員(9名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	健康福祉課主査	東村 貴 恵
副町長	庄 司 雅 人	住民税務課長補佐	大 場 正 江
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸 一	住民税務課長補佐	大 場 君 博
まちづくり課長	小 野 芳 喜	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊 藤 秀 樹
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	地域整備課長補佐	八 畝 俊 勝
地域整備課長	伊 藤 武 美	地域整備課長係長	松 本 正 人
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八 畝 照 光	農業振興課長補佐	斎 藤 雅 博
総務課長補佐	沼 澤 一 征	教 育 長	齊 藤 涉
総務課財政係長	八 畝 幸 仁	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
まちづくり課長補佐	曾根田 健	教 育 課 長 補 佐	高 橋 真 澄
まちづくり課主査	野 尻 誠	教 育 課 長 補 佐	豊 岡 将 志
健康福祉課長補佐	佐 藤 仁	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
健康福祉課長補佐	森 祐 子	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について
- 認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午後1時32分 開会

委員長 ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 第2款総務費を審査します。

それでは、質疑をお受けいたします。質問ありますか。

5番 それでは59ページ、企画開発費ですか、59ページの備考に新庄中核工場団地企業誘致促進協議会負担金、これは7万8,100円になっております。これは毎年ほぼ同じぐらいの金額なんですけれども、この企業誘致促進協議会の会議というものはあるのでしょうか。

まちづくり課長 中核工業団地、委員会があるのかというご質問でございますけれども、中核工業団地企業誘致促進協議会につきましては、会長に新庄市の山尾市長をはじめとしまして、最上郡内の8市町村全てが加入してございます。事業等につきましては、中核工業団地内の立地企業に向けたさまざまな事業を展開してございます。

この件に関しては、法令外負担金ということで審議していただいている内容でございます。以上です。

委員長 会議はありますか。（「会議はございます」の声あり）

5番 そうすると、この会議のメンバーというのは、各市町村の首長さん方が会議のメンバーになっているわけですか。

まちづくり課長 最上郡内の8市町村のほか、県も加わって、総会等に関しては、その首長さん方が構成員で開催されてございます。以上です。

5番 その会議というものは年に何回あるのか私はわかりませんが、その話し合いの内容というものは、どのような内容の会議をやっているのかお伺いします。

まちづくり課長 30年度の事業の経過を若干説明させていただきたいと思います。5月21日に定時総会、6月21日から22日にかけては、機械の要素技術展のブース設置にかかわるいろんな研修会等が行われているようでございます。それから、8月24日でございますけれども、工業団地内の企業内での新庄まつりに関する会議なんかも開かれてございます。それから、10月23日、山形の企業立地セミナーということで出展をされているというふうな、主な会議等をご説明させていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 60ページと61ページの交通安全対策費の中で、成果表の中に、交通災害共済推進事業、加

入者数が4,115人、加入率が県内で1位ということなんですけれども、これは入る入らないは各個人の判断によって加入するわけですが、その加入の進め方なんですけれども、私のところの町内会ですと、婦人会の方々が各家を歩いて、1人300円ずつお金をいただいて、加入するしないをしているようですが、こういうふうな、入る入らないというようなところの、加入もかかわるようなこと、あわせて現金でお金を集めて歩くというようなところをさせることが本当にいいのかどうか。要するに、現在の状況では極力、口座振替なりでするよというということで、極力個人にはお金を扱わせないような時代になってきている中で、まだこういう加入の進め方をしているというようなところが甚だ疑問なんですけれども、この辺についてお聞きしたいと思います。

住民税務課長 現在、交通災害共済につきましては、役場のほうの会計を通らず、町の交通安全母の会で加入申し込みと、あと現金のほうの掛金をお願いしているような状況でございます。これにつきましては、郡内をちょっと確認しましたところ、うちと同じような方式をとっているのがほとんどのような状況でございます、うちと同じように、母の会、もしくは町内会をお願いして加入申し込みをとっているほうが多いようでして、1村だけ、加入申込書を郵送で送付しまして、加入希望の方につきましては直接役場で掛金を納めていくという町村が1つだけございました。

あと、庄内地方とかを見ますと、口座振替、いわゆる加入申込書に振り込み用紙をつけます、希望の方につきましては、その用紙で町内の金融機関で納めて、それで処理しているというところもございましたけれども、それにつきましては、いわゆる家族8人いますと、8人で、手数料が1件当たり20円かかるということで、160円かかっているようです。それにつきましては、市町村持ち出しの負担金ということで、指定金融機関に払っているような状況ですので、今後うちとしましては、今までどおり現金をお願いしていくのか、口座でしていくのかということをお少し検討していきたいと思っております。

ただ、振り込みの場合につきましても、あくまでも歳計外での受けになりますので、会計室等の事務処理の問題も発生してくると思えます。その辺は少し会計室とあわせて、ちょっと検討していきたいと思えます。

6番 ぜひ検討をお願いしたいなということと、やはりこういうふうな保険絡みというのは、あくまで個人の判断によって、加入する、しないというようなところを考えていくと、今は本当に民間が非常に充実している補償内容等を考えていけば、本当に行政でそこまでやる必要があるのかなと甚だ疑問なんです。やはり極力民間に任せられるものは任せてしまったほうが行政も楽になるのではないかなというようなところを思いまして、そういう質問をしたわけでありまして、あわせて、やっぱり加入する、しないと聞いて歩くというのは、本当に嫌な人ははっきり言って苦痛だろうなと思えます。

そういったところを考えていくと、そろそろ考える時期に来ているのではないかなと思いますので、ひとつ十分検討して、極力現金は触らせないといいですか、そういうような方向に持っていったほうがいいかと思っておりますので、ひとつ検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 答弁。

町長 私は、最上郡の中で、真室川町長さんと私と2人、市町村交通共済組合の議会の議員に選出されております。その中で、この交通災害共済の目的というのは、少額で、それでいて事故のあったときの補償をみんなで支えましょうという互助的な役割でございます。確かに、民間の保険等にはいろいろなものがございます。ただ、この災害共済につきましては、非常に適用範囲が広くて、民間の交通事故等のものとはその意味合いが違うということでありませう。

そういった中で、できる限り加入をしていただきたいというふうなのが市町村交通災害共済組合としてのものだというのであります。

やはり都市部のほうでいきますと、先ほど6番委員さんがおっしゃった、振り込み関係になると加入率がぐっと落ちてくるということでありませう。やはり、県全体として金額が少なくなった場合については、共済そのものが立ち行かなくなるということでありませう。

ちなみに、1年間ということであるんですが、2年間ためられるんですが、1年間15万円ずつ各市町村に交通災害のためのというふうなことで、昨年度はかもしかクラブの信号機とかそういったもの、ジャンパーとかをそろえるための補助金等も出ております。

そういったところで、その共済組合そのものの目的等もご理解いただきながら、しかしながら、その集める人の苦勞というものに今まで成り立ってきたということもありますので、その辺については今後、交通安全母の会の方ともよく話をしながら進めてまいりたいと思ひます。

委員長 ほかに質問ございますか。

8番 54、55ページのまちづくり推進費の中で、地域おこし協力隊事業の目的と内容を再度お伺ひしたいと思います。

まちづくり課長 地域おこし隊の目的ということで、お配りしてございます、主要な施策の成果報告書の6ページの、この事業の目的というようなことで記載しているところを改めて読み上げさせて、答弁にさせていただきたいと思ひます。

過疎化や少子高齢化をはじめ、さまざまな課題を抱えている地域に、地域外の人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することにより、地域力の維持、強化と隊員の定住、定着を目的とする。以上でございます。

8番 目的はわかりました。

それでは、今まで地域協力隊の経過と現状をお聞きします。

委員長 8番委員、経過というのは、過去数年にわたってという意味。経過というのは、その人数とか、何をしてきたかとかということですね。

まちづくり課長 これまでの地域おこし協力隊の隊員につきましては、全部で9名の隊員が舟形町でのさまざまな地域おこしの事業に取り組んでいただいたという経過がございます。以上です。

8番 協力隊員の目的の中で、地域の一員として、地域の活性化と、また、できれば隊員の地域への定住、移住をお願いするという目的もあったように感じております。ただ今年度は、この成果表の中にありますように、2名の隊員が退職をし、今年度はまだ今のところゼロというような状態になっていると思います。

この協力隊員の人件費は全て国、県の負担だと思えます。このような中で、舟形町でも2名なり3名なりの協力隊員を募集して、そして地域の活性化につなげていくのが本来の姿でないかと思えますが、その辺の考え、お願いします。

まちづくり課長 委員ご指摘のとおり、多くの方々が舟形町に来ていただいて、さまざまな地域おこしの、この目的にあるとおりの事業を展開してほしいと願うところでございますけれども、昨今の雇用状況、社会情勢などもございまして、今のところ募集がないという現状でございます。

このような状況を踏まえて、ますます申し込みがあることを期待して、町のホームページであったり、さまざまな媒体を使って募集を行っていきたいと考えてございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、64、65ページです。65ページの右の備考の中で、3番目の孫プロジェクト事業でございます。ここに報償費10万2,000円ございますが、成果表の中で、WAKU WAKU WORKの報償費5万2,000円ほど決算になってございますが、この5万2,000円の中で、1社4,000円という内容を書いてございますが、言いたいのは、あれだけ皆さんが協力してくださって、4,000円で果たしてあれだけの機材を持ち込んで、やってもらって、それでいいのかなど、ちょっと見せていただいたところです。ましてや、ことしは機具が多くなって、中学校の体育館を利用して大々的にやっているわけですので、金を多く払ったからもっと企業は来るわけではないでしょうけれども、私の質問の中でも、今後そういうものをふやしていきたい、企業をふやしていきたいという話もございましたので、そのあたり4,000円が妥当なのか、今後どうのように考えているのか、そのあたりをお伺いします。

まちづくり課長 貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

この4,000円が、これから今後の事業展開に向けて、もっと多くの企業の方々からご理解とご参加をいただきたいというふうな趣旨を踏まえて、上司とも相談しながら、あり方についても検討してまいりたいと思います。以上です。

9番 そうしますと、2年目で4,000円、ことしも4,000円でしたよね。この4,000円という基準というのは何かあるんですか。ちょっと私、よくわからないんですけども、何かあって4,000円にしたというのがあるのであれば教えていただきたいと思いますが。

まちづくり課長 この事業を取り組む上で、先進事例の新庄市の取り組みとか、県のご指導とかを賜りながら、4,000円という単価を設定させていただいた経過があるかなと思います。以上でございます。

9番 課長が最初に答弁くださいましたけれども、来年度に向けまして、そういう参加企業を拡大する意味でも、そのあたり検討していただきたいと思います。終わります。

委員長 ほかにありませんか。

9番 同じ65ページです。婚活推進事業ですが、確認でございます。成果表で、さまざま事業を行っておりまして、昨年度は2つの事業で、2組成立、3組成立という成果表がございます。プライバシーの問題もあるかと思いますが、答えていただける範囲で結構でございますが、この成立になった方々のその後といえますか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 この成果表にある成立組数につきましては、この事業のあくまでも成果というところで掲載してございます。その後の経過等につきましては、プライバシー、個人情報というようなこともございまして、追跡調査をしていないのが現状でございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

2番 先週の中でも一部報告はあったと思うんですけども、63ページの職員研修事業142万円に関してです。成果表の14ページですか、そこに詳細が書かれていますけれども、研修会、外部で研修を受けたときですけども、それは研修を受けた職員が研修報告書というふうな形でまとめていると思うんですけども、ちょっと改めて確認いたします。お願いします。

総務課長 研修での報告については、復命書をいただいております。内容については、町長決裁になるものと、総務課長どまりのもの、あとは担当課で課長どまりのものもあります。おおむねここに書いてございますのは、大体、総務課長以上の研修となりますけれども、そういった研修の参加については、人事評価も踏まえて、仕事に対する意欲とか姿勢とかというものを上司が判断する一つの材料にもなっているというようなことと、あとは、この間申し上げましたけれども、いろいろと地域に出での活動についての研修であったんですけども、昨年、おととしと、随分と若手職員が地域の中で活躍しているなど評価をしているところでございます。

2番 ありがとうございます。

例えば、成果表の中の、①の課長級職員研修というふうなところに、研修、課長さんが出た場合ですけども、同じ横並びのほかの課長さん、あるいはまたほかの課長さんもいると思うんですけども、その辺の横への研修内容の展開、説明という内容はあるのかどうか、お

聞きしたいと思います。

総務課長 研修の、いわゆる共有といいますか、今、2番議員さんがおっしゃる、職階における研修については、例えば今年度、課長になられた課長さんを対象にということですので、その周知というものはございませんが、毎年そういう職階における、1つ上がったりにした場合に研修を受けていただくというのは有益事項でもあります。

ただ、ほかのさまざまの、この間も話で、クレームの対応とかの研修についても、課長会議の中では、そういった研修を受けてきたら、今、毎週もしくは2週間に一遍なり、課の朝礼をやっています。そういう課の会議の中で報告をするようにという指導を課長会議で行っておりますので、なるだけ1人の職員の研修をもっと効果的にというふうなことで周知するようにという指導は行っております。

2番 やっぱりそのとおりだと思います。せっかくお金を使って外部で研修を受けてきたわけですから、ほかの職員のスキルアップという意味でも、町の役場の中で、そういう会議の場で報告をこれからもぜひ続けていってもらいたいなと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 済みません。68、69ページで、2-1-21、舟形町総合戦略推進事業費でございますが、右の69ページの総合戦略推進事業の中で、一番下に委託料がございます。住民主体の地域づくり推進事業委託料200万8,800円ということで、この委託料は公益文科大学に委託料として委託契約を結んで、このお金をお支払いして委託契約をして、さまざまな事業をやって、そのほかに、講師の先生方とかを呼んだときにはまた発生するわけでしょうけれども、公益文科大学の先生がここ舟形町に来て、さまざまな会議をした場合は、公益文科大学の先生にはお金は一切払っていないということよろしいでしょうか。

まちづくり課長 議員ご指摘の、今のご質問の内容ですと、業務委託料の中での処理ということで、改めて支出しているというふうな、この予算の以外にほかの項目から、例えば旅費の支出とか、そういうものはございません。委託料の中で処理をしていただいているということでございます。

9番 そうしますと、文科大学の先生方、あと生徒さん方も来られますけれども、あの方々への報償というのは一切発生しないと。契約以外の発生はないということの認識でよろしいんですか。

まちづくり課長 この業務委託料内での処理ということでございます。ほかのところからの支出はないというふうになります。以上です。

9番 ちょっと細かいことを言って申しわけありませんが、生徒さん方とか先生方が来て、ここで話をするとき、食事とかジュースとか、するわけですがけれども、その経費というものは委託料の中で皆賄って、ほかに需用費とか何も出ていないということなんですか。

まちづくり課長 委員ご発言のとおりでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結いたします。

次に、第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質問をお受けします。

5番 それでは81ページ、備考にちょうど中段、福祉の町推進事業費の中段のほうに除雪サービス扶助費406万円になっております。昨年は563万8,000円ということで、昨年より130万円ほど減っておりますけれども、これは世帯数が減っただけの金額なのか。その辺をお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの、世帯数が減ったのかというご質問でありますけれども、昨年、雪の降る状況が前年に比べまして若干少なかったものですから、協力員から雪をかいてもらった回数とか、あと全体の回数が減っているがために少なくなっております。以上です。

5番 今、町営の住宅というような、子育て支援とか、そういうものを含めてありますけれども、こういう住宅に入ったために高齢者だけが残って、そのためにその支援を行わなければならないというふうな事例というのがありますか。

健康福祉課長 町内の方につきまして、子育て住宅とかに入るといってご質問でございましたけれども、まず基本的には、町内とか、あと近隣にはそういう親戚の方とか子供さんがいれば、そういう方をまず最初に優先して協力員だけではないか調整します。それで、どうしてもいないといった場合はこの制度を使って、協力員の方をお願いして除雪をしてもらうという流れになってございまして、子育て住宅に入ったがために、どういうふうにご利用したというケースは、昨年についてはないと押さえております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 81ページ、老人鍼灸マッサージサービス扶助費事業委託料1万円とありますけれども、その下にも、老人鍼灸マッサージ扶助費とありますけれども、こっちの1万円と、1万円というのは、そこをお願いするから発生する。どこをお願いしているのか、ちょっとわからないですけれども、お願いするだけで1万円というものが発生するわけですか。

健康福祉課長 委託料のほうにありますサービス事業委託料1万円につきましては、この取りまとめ、利用できるマッサージ師さんというのが、新庄市地区マッサージ師会という会に加盟している団体ということになりまして、そちらで毎月、券を取りまとめいただきまして、そちらの会からまとめて毎月ご請求いただくような形にしております。そのための、そういった事務取りまとめのための委託料を、そのマッサージ師会に支払いしている委託料がこの

1万円になります。以上です。

4番 といいますと、これは1年に1回ですか、毎月。結構な、じゃあ毎月ということは12万円発生するわけ。1万円、年間に。（「年間です」の声あり）年間な。

じゃあ、この下の扶助費3万8,000円とありますけれども、利用頻度というか、利用されている方は何名ぐらいいらっしゃるのか。

健康福祉課長 お手元の、主要な施策の報告書31ページをごらんいただきますと、中段からの、福祉の町推進事業の（2）事業内容のところに①として、老人鍼灸マッサージサービス事業とございます。こちらに利用者数が記載ございまして、1年間で38名が利用しているというように、1回につき1,000円ですので、3万8,000円というように実績としてなっております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは78ページ、79ページで、3-1-3、老人福祉費、79ページの右のほうの備考の中で、一番下の4番目の高齢者等生きがいつくり支援事業というのがございます。執行額は4万2,400円でございますが、成果表を見ますと、町営バスを使って、午前中、温泉に行つて、午後から買い物に行つているという事業なようでございますが、大変結構な事業かなと。先日、町内でのワークショップの中でも、買い物に行く手だてがないという話もありまして、いいことをやっているんだと今見たわけでございますが、この30年度の参加人数と、あと実施頻度といいますか、回数はどれくらいやっているのか。そのあたりをお伺いします。

健康福祉課長 ただいまのご質問でございますけれども、参加人数につきましては、去年は4地区、長沢地区、舟形地区、富長地区、堀内地区と分けまして実施しております。そして、長沢地区については9名の参加、舟形地区については15名の参加、富長については4名の参加、堀内地区については11名の参加で、合計39名の参加となっております。

そして、地区ごとに開催したと述べましたけれども、長沢につきましては12月に開催し、舟形地区については1月、富長地区については2月、堀内地区については3月と、成果報告書にもございますように、冬期間のひきこもり、閉じこもりの防止ということで、去年は冬の期間にこのように実行しております。以上です。

9番 そうしますと、各4地区やったわけでございますが、年1回の事業ということですね。こういう事業はどんどんとやっていただければ、高齢者の方が外に出る機会もあつて、買い物なども行く機会も多くなつていいのではないかなと思つているところでございますが、この事業の実施の周知といいますか、それはどんな形で高齢者の方に周知しているのでしょうか。

健康福祉課長 30年度につきましては、広報紙に募集要項を載せております。また、地域包括支援センターの職員が、時期が近づきましたら、そういう対象となる方について直接電話をし

て、近所の方を誘っていただきながらなどと、声をかけながら周知をさせていただいたところ
ろです。以上です。

9番 昨年39名で、富長地区が一番少なくて大変残念なんですけど、こういう、買い物に行けない
というのが一番お年寄り方は困っているような状況でございますので、この事業をもっと
大々的に宣伝していただいて、こういう形での、お年寄りのひきこもりも含めて、健康長寿
も含めて、こういう活動をもっと推進していただきたいと思いますが、そのあたり、町長のお
考え、何かありませんか。

町長 この事業につきましては、民生児童委員との懇談会の中で、民生委員さんから提案された
ものでありまして、昨年、こういった事業をやっていただきたいということで、健康福祉課
に申し上げて実施された事業でございます。

ただ、本来であれば、2カ月に一遍ずつ年金が支給されます。できればその直後ぐらいに買
い物に行けると、お年寄りの方々も非常にいいのではないかとということで申し上げたところ
だったんですが、ただ昨年度初めての開催ということもございまして、健康福祉課では、地
区ごとに1回ずつとさせていただきたいということでありましたので、そのように実施され
たということなんですけど、私も委員と同じでありまして、健康長寿ということで、100歳まで
元気でいていただきたいということを常々思っておりますので、特に冬期間、お年寄りの方
が出なくなるものですから、しっかりとお年寄りの方々に冬期間でも温泉等に来ていただい
て、お風呂に入りながら、そして百歳体操をしながら、そして帰りには買い物ができるとい
うような、そういった事業についてしっかりと周知し、普及させていきたいと思っておいま
す。頑張っってその事業を続けていきたいとは思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第3款民生費について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時26分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。質問ございませんか。

2番 95ページになりますけれども、リサイクル推進事業の委託料の中で、資源ごみ収集処理業
務委託料という項目がありますけれども、今現在、1週間に1回ですかね、瓶あるいは缶、

ペットボトル等々のリサイクルを各家庭にお願いして、ほぼ定着してリサイクルの分別はされているのかなと思うんですけども、その辺は、特に委託されている業者さんから、処理の方法が悪いとか、分別の方法が悪いとかというクレームが役場に入っているのかどうか、一つお聞きいたします。

住民税務課長 昨年度につきましては、クレームは特段来ておりません。

2番 成果表の中にも詳細が書かれておりますけれども、収集実績ということで、缶が15トン、ペットボトルが6.61トンという書き方がされています。たまたま町の中で見かけたことがあるんですけども、一般の家庭でコンテナボックスに集めたペットボトルなり缶なりが、運んでいる途中でですけども、トラックの中で混載されているようなところも見えますが、運び方はそれが適正なのか、まずいのか、その辺わかれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 済みません。確認してから後日ご回答したいと思います。

2番 私、たまたまかもしれませんけれども、信号待ちで2回ほど一緒になりました、業者さんのトラックですね。その中を見てみますと、どうもまざっているといいですか、まぜているというか、その後の工程、ちょっとわからないんですけども、それがやっぱり一般家庭の目に触れると、せっかく分別したのが、点々というふうなところがあるかと思しますので、再度現状を確認して、適切な対応をしていただきたいと思います。以上です。

委員長 暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時30分 再開

委員長 再開します。

ほかにございますか。

3番 88、89ページでございます。保健衛生総務費の中で、89ページの狂犬病の予防注射に関してですけども、成果表の39ページに、狂犬病の予防接種の件が出ております。予防接種の案内に205頭、案内が行っています。計算しますと、6頭ほどこの注射をやっていないようなんですけども、その辺の取り扱いはどうなっているのか、お伺いします。

健康福祉課長 今、議員ご指摘のとおり、6頭ほど受けていない未接種の犬が出てきているわけなんですけれども、それにつきましては、こちらでいろいろ追跡調査をしたわけなんですけれども、死亡届とか、ちょっと実際がどうなっているのか把握できないというのが6頭ございまして、そのような数字の扱いになってございます。以上です。

3番 把握できないというのは、年内に死亡14頭とここにあります。これはあくまでも届けを出して14頭確認したということで、あとの6頭に関してはどうなっているか全然わからないという、例えば逃げて野良犬になったとかということもなきにしもあらずなんですけれども、

その辺はどういった調査をやっているのか、お伺いします。

健康福祉課長 お答えいたします。

案内とか電話とかもしているようなんですけども、ちょっと連絡がどうしてもつかないというのが6件あって、所在がわからないということでございます。

3番 狂犬病の予防法では、やっぱり登録と予防注射が義務化されているわけですよね。違反した場合は20万円以下の罰金が科せられることになっているというようなことなんですけれども、調査したがどうなったかわからないというのは、ちょっとそういう説明をするというのも、やはりそういった法律の中でそういうふうになっているのであれば、やはりその6頭死んだのか、そこまである程度、追跡調査をして、結果を出して、ここに成果表と出してくるのが筋ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今、ご指摘いただいたとおり、わからないという状態ではうまくないと思いますので、保健所とも相談しまして、こういった取り扱いについてどのように詰めていけばいいのか伺いまして、また上司とも相談しながら、適切に法律のもとできちんとした処理ができるように努めていきたいと思っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

5番 93ページ、健康増進事業ですけれども、成果表の43ページを見ますと、この委託料、各種検診委託料が1,383万円になっております。昨年度は1,049万円ですけれども、これはがん検診の事業実施者数を見ますと、29年度、30年度とほとんど人数は同じなんですけれども、ただこの中には隔年検診が入っているということだと思うんですが、その隔年検診というのは乳がん検診だけなのか、子宮頸がんも隔年検診に入るのか。どうでしょうか。

健康福祉課長 乳がんも子宮頸がんも両方隔年の検査でございます。以上です。

5番 28年度の決算では1,541万円、そして29年度の決算で1,049万円、30年度が1,383万円と。これは隔年検診のせいだと思うんですけども、31年度の予算でも1,268万円とっているわけです。そうすると、30年と同じぐらいの検診を見込んでいます。こういうふうなことでしょうか。

健康福祉課長 今、議員お見込みのとおりとプラスしまして、ことしはワンコイン検診ということで、がん検診を町独自で500円で受けられるという事業を展開しておりますので、その増加分を見込んでの予算額と計上してございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは88ページ、89ページ、4-1-4で、89ページの右のほうの備考の欄で、3番目の糖尿病予防事業がございまして。成果表にいろいろ書いてございまして、この中で、事業協力者報償4万2,000円というのはどなたに支払った分なんでしょうか。

健康福祉課長 事業協会者報償につきましては、保健師さんを臨時に雇ったときの報償費になり

ます。以上です。

9番 保健師さんに支払った分ということですが、成果表の中で、成果の一番下に、未受検の方も数名いるので、継続してかかわりを持つ必要があるというくだりがございますが、このかかわりを持っていくというのは、町の職員が関わりを持っていくのではなくて、今の保健師さんに委託をして、受診するように奨励してもらうような、そういう事業なんですか。

健康福祉課長 臨時的に雇う保健師さんというのは、検診をするときに、その日だけに来てもらって検診のお手伝いをしていただく保健師さんへの報償であって、ふだんからのかかわりについては、町の保健師が継続してふだんからかかわっているようにしております。以上です。

9番 検診のときだけ来てもらう保健師さんというのは、糖尿病だけの検診のときをお願いする保健師さんなの。ここに書いてある報償というのは、そういう意味なの。舟形町は糖尿病の検査で大々的に有名になって、新聞に何回となく、あの本が、PRになってございましたが、あれだけ大々的にやった糖尿病の検査でございますが、その検査をするための保健師さん、この成果表とは全然違うの。

健康福祉課長 30年度につきましては、全体的な糖尿病の検診は行っておらず、この成果表にございますように、その後の追跡調査で健康相談を各公民館で実施しております。そのときにお手伝いで来ていただいた保健師さんへの報償費ということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

5番 89ページ、予防接種事業、この中の(3)に委託料、高齢者インフルエンザ予防接種委託料207万3,500円あります。昨年より46万円ほど多くなっておりますけれども、昨年度はたしか1,007名の予防接種を受けた方がいらっしゃるのかなと思ったんですが、30年度は1,500円から2,000円に、500円上がったということで、成果表を見ますと1,032人で、1,500円から2,000円に増額となっております。

そうしますと、大変に細かいようで申しわけないんですけども、1,032名で2,000円にすれば206万4,000円しかないのではないかなと思うんですけども、207万3,500円と。9,500円ぐらいですか、これは手数料かなんかになるわけですか。

健康福祉課長 この接種者の中には、生活保護を受給している方もいらっしゃいます、生活保護受給者につきましては全額補助となっておりますので、その分で差が出てきているものと思われま。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 済みません。94ページ、清掃総務費の中で、ごみ関係のことで質問したいと思います。代表監査委員の、ごみ減量化についての言葉の中に、町全体としては可燃、不燃のごみ処理実績は若干減ったと。ところが1人当たりの実績はふえているというようなところで、目標達

成はほど遠いという指摘がありますが、ごみの減量化に向けた舟形町の対応、どういうことを考えているのかと、あとあわせて最上広域市町村圏事務組合で、もしごみの減量化に向けた対策等がありましたらお聞きしたいと思います。

委員長 一問一答でお願いします。

住民税務課長 ごみの減量化につきましては、1点が、定住自立圏のほうで紙ごみを減らすという目標を立てて、各市町村、同じ共通目標で頑張っているところであります。同じように、うちのほうにつきましても、衛生組合を通じて、そのような取り組みでお願いしているところでありますが、実質ちょっと1人当たりのほうが30グラムほどふえているという状況下にあるかと思っております。

広域チタイヒにつきましては、実績の会議はしておりますが、そちらのほうの減量化の目標とかはなく、全て定住自立圏のほうで現在しているような状況にあります。

6番 なぜこういう質問をしたかといいますと、町民の意識が変わらなければごみは減らないと思います。そういったところで、町でそういう働きかけをどうしているのか。四国の上勝町だったか、そこではもうごみゼロというようなところで、全て資源に回しているというふうな、これはすなわち、そこに住む方々の意識の変化しかないのではないかなと思います。

そういったところで、ごみを出すことがCO²をふやすし、地球の温暖化にもつながるといふふうなところの意識というものをやっぱり変えていかない限り、ごみということについての考え方は変わってこないと思いますので、もう少し町民から意識してもらうための具体的な対策といいますか、もう少しやるべきではないかなと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 委員ご指摘のとおり、最上広域の理事会の中でも、ごみの減量化ということについては、埋め立て処分場、もしくは焼却炉の関係がございまして、やはり寿命を延ばすためには減量化というものが大事だということとなっております。

ただ、いずれにしましても、各市町村ごとの取り組みの中で減量化を図っていくということは目標としておるんですが、その具体的な対応ということについては、各市町村とも非常に苦慮をしているところであります。

そういった意味で、8市町村連携しながら、ごみゼロということが究極の目標値であるとは思いますが、まずは減量をするための協議を8市町村で進めていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 先ほど、2番委員の指摘のあった、95ページのリサイクル推進事業のごみ分別に関することなんですけれども、ペットボトルとかのフィルムを剥がしたりして、今、舟形町ではそういうふうに進んでいますけれども、ほかの市町村での、やっぱりごみの分別の仕方が異なっていて、結局ごみが行く最終地点が同じで、市町村によってフィルムを剥がしたり、剥がさ

なかったりしている市町村があるんですけども、そういうので統一はできないものなんでしょうか。

町長 その点については、8番叶内委員、それから10番の八鍬議長も広域の議会の議員として、広域の議会でもありますので、そういった際にも発言をしていただけると、理事会のほうとしても力添えといいますか、後ろ盾になるのかなと思います。

まずはそういった取り組みが重要でありますので、しっかりと統一したことができるように、8市町村の中で協議していければと思います。

1番 やはり、舟形町ではきれいにフィルムを剥がして、すごいいいことだと思うんですけども、ほかの市町村ではそういうことをしていないよとかと聞くと、やはり舟形町だけがそういうことをしているのかなと、ちょっと不思議に思うことがありまして、あと、やはりごみを分別しても、先ほど言いますけれども、プラスチックと缶とか分けても、実際トラックの中で一緒にして、どういうふうな最終地点で分別になるのか、ちょっと不思議だったもので質問いたしました。

委員長 ほかにありませんか。

9番 92ページ、93ページです。4-1-6の斎場管理運営の中でちょっとお伺いします。右のほうに備考がございますが、昨年度は工事費ということで、焼却火葬炉の操作盤を760万円ほどかけて改修してございます。今年度は屋根の改修ということで、また大々的な二千何がしの予算でやろうとしてございますが、ここに運営委員会がございまして、この委員会の中では、この斎場について今後どのような運営といいますか、運営は今までどおりかと思いますが、その補修等の計画とか、そのあたりまで話をしているのか、もし計画があるのであれば、そのあたりをお伺いします。

住民税務課長 工事修繕関係につきましては、今後5年先程度の若干計画を示させていただきます。

運営委員会では、より長く現在の斎場が使えるような方向で考えているところであります。

9番 その委員会で、もしその計画が提示できるのであれば、今後5年間という課長の話でございまして、どんな計画があるのか教えていただきたいと思いますが。

住民税務課長 大変申しわけありません。現在、運営委員会で示している資料を手持ちで持っておりませんので、お持ち次第、出したいと思います。

9番 それでは、逆にその運営委員というのは、今さら大変失礼ですが、メンバーというのはあなたが委員になって、首長さんですか。

住民税務課長 町からお願いしている委員3名と、あと大蔵村さんから選出をお願いしている委員3名、計6名になります。

委員長 暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後2時55分 再開

委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

2番 今、斎場の話になっていますので、同じ93ページになりますけれども、同じ斎場の話ですが、成果報告書の44ページ、そこで舟形町、あるいは大蔵村で使用した件数がここに過去3年間書かれています。これを年度末の3月末の時点の人口で割ってみますと、舟形町が平成28、29、30年と、大蔵村を上回っているといいますか、使用している人口の割合が多いというふうな3年連続の結果になっていますけれども、例えば大蔵村さんのほうでどこかの斎場を使用していることがあるのかというふうな、ちょっと質問します。お願いします。

住民税務課長 年に1回、修繕とか工事期間中の期間があるわけですが、その際につきましては、双方で新庄市の斎場をお願いしたり、あと予備的に尾花沢大石田の共立の斎場をお願いする場合もございます。その分につきましては、通常1万円ですけれども、差額の分を役場のほうから負担という形で支払いをしております。

2番 例えば、平成30年度ですけれども、30年度の3月末の人口で割ったときですが、舟形町が1.88%でした。大蔵村が1.7%です。この辺が、例えば大蔵村で特別な、亡くならない活動とか、あれなんですけれども、特別な何か活動を行っている成果なのか、それともたまたまこういう結果になったのか、ちょっとわかっていれば教えていただければなと思います。

住民税務課長 済みません。費用負担の割合につきましては44ページに記載しているとおり、平等割、均衡割、財政力割の3つで計算をしております。たとえ極端に、例えばその年に舟形町のほうの亡くなった数が多くても、負担割合につきましては、成果表でお示ししている、この3つの計算方法に基づいて行っているところであります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費について質疑審査を終結します。

次に、第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5労働費について質疑審査を終結いたします。

ただいまより3時20分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時20分 再開

委員長 委員会を再開いたします。

第6款農林水産費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 質問に入る前に、前回の9番委員の質問にお答えしたいということで、住民税務課長、答弁をお願いします。

住民税務課長 先ほどの、斎場運営委員会のメンバーになります。舟形、大蔵とも地区代表1名、あと有識者2名ということで選任しているような状況でございます。

あと、年次的修繕工事等の計画につきましては、昨年11月20日に開かれた会議におきまして提示しているのが、2年に一度のセラミックの張りかえ工事、あと金額は大きくないんですけども、集じんフィルターの交換時期等を明示しているようでございます。以上になります。

委員長 それでは、これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。質問ございますか。

5番 それでは101ページになります。農業振興費(6)の負担金補助及び交付金ということで、たくさんここに項目がございます。産地パワーアップから中古農機、この辺までたくさん補助金がございますけれども、この補助金の、例えば事業実施主体に、これまでは個人名とか、あるいは研究会とか、あるいは何々組合とか、こういうふうなことは入っていたんですけども、この成果表を見ますと、ことしは1経営体とか、1団体とかになっているわけです。この変更になった理由をお聞かせください。

農業振興課長 この事業につきましては、この全体の報告書で個人名が出ておりませんので、報告書に合わせて統一させていただいたところ です。

5番 いや、この報告書ですけれども、去年までは全部名前が出ておったんですね。だから、ことしは報告書に1経営体とか、1団体とか、そういう掲載になっているわけです。それで、どうしてこうなったのか質問したんです。

農業振興課長 お答えします。

昨年までですと、個人名ではしてはおったんですけども、個人名を出すのはよくないのではないかということで、ほかの課と統一するよ うにということで、経営体で載せるようにしたところ です。

5番 個人名で出すのはよくないと。どなたがお決めになったのか、私はわかりませんが、個人名が出ていることによって、誰それさんが頑張っているんだなというふうな、我々が見てわかるんです。これはやっぱり国、県だけの補助金ではないわけです。町でも当然補助金を出しているわけですので、名前を出して支障があるとか、何かあるんですか。

農業振興課長 お答えします。

個人名を出すと、支障的なものはないかと思うんですけども、ただ単に、よその課の補助金と統一しようということで、うちのほうは個人名を載せないで、経営体の体数で対応することに、うちの課が独自に決めたやつであります。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは100ページ、101ページです。6-1-4、101ページの右の備考で(6)の一番下です。6次産業化支援事業費補助金20万1,000円。成果表を見ますと、6次産業による支援ということで、食品細菌検査委託ということで、事業費の30万円のうち、町で20万円ほど補助を出してございますが、この団体がこういう事業をやったのではなくて、この団体がまた委託をしたという事業といますか、そういう検査をするための委託料なんでしょうか。

農業振興課長 これにつきましてお答えしたいと思います。

これについては1団体があるんですけども、食品を自分たちで検査機関に出して検査していただきます。そして、商品として出せるかどうかの検査を毎年行っているところです。この検査に対する町からの補助金であります。

9番 そうすると、中身がよくわからなかったので聞いたのですけれども、今、課長の答弁ですと、毎年行っているということで、これは昨年度もありましたか。新たな事業ではないんですか。

農業振興課長 お答えします。

昨年までは、団体扱いではなく個人でやっていたところもあるかと思われま。

9番 わかりました。個人でも団体でもよろしいんですが、新たな事業ですので、こういうのをどんどんやっていけるような、そういう仕組みといますか、そういう体制づくりが必要ではないかなと思っておるところでございますので、今回、事業費30万円に対して20万円の町の補助ですが、もっと補助を上げろとは言いませんけれども、こういう、どんどんと6次産業化の支援のために、町としてもっと力を入れていただければなと思いますので、どうでしょうか。

町長 この事業につきましては、6次産業化を進めている方々からの要望がございまして、平成30年から、団体としてこの補助制度をつくって実施したものでございます。

今、9番委員さんがおっしゃるとおり、6次産業化は町の重要な農業政策の一つでもありますので、こういったことについて、どんどんやっていただける方々をふやしながらというふうなためには非常に重要な事業だと思いますので、しっかりと継続して、させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

3番 同じく100、101ページでございます。6-1-4の備考の欄に、中古農機導入促進事業費

188万3,000円計上してございます。これは成果目標の49ページにございますけれども、ここで4グループと明記されていますが、1グループ当たりの人数は何人になりますか。

農業振興課長 この4グループの団体につきましては、2名ずつの8名になります。

3番 その内訳、トラクター、田植え機と、ここにありますが、そのうちトラクターが何グループ、田植え機が何グループになっているか、お願いします。

農業振興課長 各2台ずつになっております。トラクター2件、田植え機2件になっております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 では、105ページの備考欄の、若あゆ温泉管理事業の中の、報告書の56ページですけれども、(4)から、テニスコート照明機器の修繕とありますけれども、どういう修繕を行ったのでしょうか。

まちづくり課長 この修繕費につきましては、テニスコートの照明機器のうちの配電盤の修理になってございます。以上です。

1番 テニスコートの夜間の照明が、ランプがつかなくなったりとか、そういうことがあったんですけれども、そういうところも修復されたのでしょうか。

まちづくり課長 実施してございます。

1番 それと、その下のテニスコート人工芝修繕工事ですけれども、300万円ということで、テニスコートで大体1面張りかえると、多分1,000万円ぐらいかかると思うんですけれども、この300万円というのはつぎはぎ的な感じで、今後また張りかえとかになったりすることはあるのでしょうか。

まちづくり課長 今回、テニスコートの人工芝補修工事の324万円の内容でございますけれども、よくテニスで動くバックライン、こちらのところが傷みが激しいということで、そこを中心に張りかえをさせていただきましたので、劣化等があれば、またはプレーに支障があるということであれば、随時検討してまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 104ページ、105ページ、体験実習館運営費の中で、今年度、昨年度、大規模改修1,370万円の工事をやったわけですが、内訳をお聞かせください。

委員長 暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時33分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 体験実習館の工事の内容ということでございますけれども、体験実習館の屋根のふきかえと外壁の塗装等を施工してございます。以上です。

4番 大変失礼しました。まず、終わったことなんですけれども、やはりこれだけの高額なものを町としても支出しているわけですから、この成果表を見ると、やっぱり年々、利用者の減少が顕著なわけでありますので、今後、町としても、確かにエコリサイクルをお願いしている観点もあるんでしょうけれども、何らかの事業とか、そういうものがあつたときの、町としてもかかわって応援していく考えはあるのかをお聞きします。

まちづくり課長 委員ご指摘のとおり、指定管理者制度によって、現在NPO東北エコリサイクルネットワーク研究会で運営を担っていただいております。利用者数、年々減少ということでございますけれども、エコリサイクルネットワークさんが担っていただいているおかげで、この施設もリピーターがふえ、このような状況で頑張っているものと思いますので、引き続き連携をとりながら運営を進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

8番 108ページ、9ページの6-2-1、林業振興費の中の、備考欄の中段ころの森林所有者情報システム保守管理委託料とありますけれども、この内容をお聞かせ願います。

農業振興課長 お答えします。

これにつきましては、森林の地図情報システムの保守委託料になります。

8番 今、舟形町の森林所有者の現状を見てみますと、自分の林がどこにあるのかわからないという方が大多数だと思います。私も小さいころ、うちのおやじに連れられて、自分の山はどこからどこまであるんだよというような形で、何回も自分の山林の土地の確認に結構連れていかれました。私になりますと、うちのせがれになりますけれども、せがれは実際、山に行つたことはありません。というようなことで、この方が大多数だと思います。

今回、国では森林税を設けまして、こういうわからない所有者の洗い出しをやろうとしております。この関係上、舟形町の取り組みをお聞きしたいと思います。

農業振興課長 国で、譲与税については、今、町で使い方については検討中であります。

現在、現地での図面との確認はできる状況にあります。

8番 森林譲与税をうまく活用すれば、行政、町村でも森林所有者にかかわって森林の保守、点検ができるという話も聞いております。今、町の森林を見てみますと、戦後造林になつた山林がもう50年、60年と経過いたしまして、ちょうど伐期を迎えている森林が多々あります。そんな関係上、この貴重な財産を今、個人では傾向維持管理できないという状態であります。それを、今回の森林環境税を有効に活用しながら、行政主体で森林を保守、管理をしながら、日本の里山、また山を守っていくという考えの観点上、これから町も表面に立つて森林行政を強力に推し進めていただきたいものだと思っております。その辺の見解をお願いします。

町長 8番委員から力強い、森林行政についてご指摘がございましたが、森林環境譲与税の制度

はまだ確定しているわけではございませんけれども、先行して今年度から交付されてくるようになるとと思いますが、森林環境譲与税の交付基準というものについては、国有林を除く民有林、しかもその他人口割というふうなことであります。したがって、山のない東京23区にも多く支給されるというような制度のものであります。

したがって、行政側にお金がいっぱい来るというふうなことでありますが、残念ながら舟形町に来るお金というのは非常に少ないということで、町村長の方々とともに、人口割の率を下げさせていただきたいということで要望しております。

したがって、今、委員さんがおっしゃる、町で全て把握して、包含するというふうなこととか、そういったことについては、なかなかできるような予算として配分できるほどのものが来ないというのが現実でございます。しっかり自分の山は自分で守りながらというのが大原則でございます、森林譲与税に余り過度な期待を持たれてしまうと、町でも何もできないということが出てまいりますので、そういったことについてもぜひご承知おきいただきながら、さらに国有林、さらには人口割というものの比率を下げさせていただいて、本当に山のある自治体に多く、そういった森林環境譲与税が配分されるように、議員各位からもぜひ運動していただければと思います。

委員長 ほかにありませんか。

1番 105ページの備考欄、若あゆ温泉のところの、報告書の56ページの(4)のずっと下の、さっきの人工芝補修の際の話ですけれども、数年前に温泉の露天風呂とテニスコート脇が土砂災害というか、崖崩れというか、今、テニスコート1、2、3、4面のところと露天風呂が崩落して、それを修繕した経緯があるんですけれども、その後というか、今後ですけれども、4面コートのほうがちょっと下がっているような感じに思えるのは認識しているでしょうか。

まちづくり課長 現在のところ、認識してございません。以上です。

1番 であれ、平面的には思えなく、修繕したときは真っ直ぐだったんですけれども、その後、次の年か、また豪雨になったときに、何か下がったような感じで、ボールがちょっと崖側に転がっていくような状況になっているんですけれども、その辺ちょっと確認してもらって、今後そのような、例えば事業等とかで修復になるのか、今後考えていただきたいと思います。

まちづくり課長 公社にも現状をちょっと確認しながら、そういう崩落等、また傾き等があれば、上司と相談しながら対応してまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 110ページ、111ページです。6-3-1、農林水産費ですが、右の備考でございます。下のほうに、元気な6次産業ステップアップ支援事業補助金200万円ということで、町と県で200万円補助してございますが、成果表を見ますと、漁協のプレハブ冷凍庫の整備補助という

のがあります。このプレハブ冷凍庫というのはどんなものなのでしょうか。

農業振興課長 これにつきましては、斎藤補佐のほうで説明申し上げます。

農業振興課長補佐 パネルパーティションを自在に組めるパネルをその建物の中に組みまして、大きさ、例えば1.5坪とか、いろいろ自在に組めるんですが、そのパーティションのパネルで組んだ箱の上部に冷凍のユニットを設置するような、業務用の冷凍庫のイメージをしていただくとわかりやすいと思います。以上です。

9番 プレハブというのは、プレハブの中にあるのではなくて、いわゆるプレハブの状態といえますか、そういう幾らでも大きさを組めると、そういうものの冷凍庫。この冷凍庫を6次産業云々ございますが、鮎等書いてございますが、どういうものに使用する冷凍庫なのでしょうか。

農業振興課長 斎藤補佐より答弁申し上げます。

農業振興課長補佐 漁協さんの鮎、もしくはサケを冷凍して、加工食品をつくるための材料の保管庫という形で使用いたします。以上です。

9番 この加工するのは漁協でやるの、振興公社でやるの。振興公社でやるのであれば、振興公社にこのものを設置していたほうがいいのではないですか、よくわからないけれども、加工そのものはどこでやるんですか。

農業振興課長 これにつきましても、斎藤補佐より答弁させていただきます。

農業振興課長補佐 それぞれ異なっておりまして、1つは鮎の冷凍したもの、冷凍鮎ということで、これも加工の一つに含まれるんですが、そのほかに、加工の種類によって場所は異なります。ですが、鮎を水揚げしたというか、池から揚げたときに急いで冷凍する必要があるもので、その場所に、漁協さんの事業主体として整備をしたところですよ。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

3番 104、105ページ、体験実習館運営費でございます。成果表の55ページでございます。執行額1,821万9,782円でございます。この金額どうのこうのではないんですけども、1つちょっと、この成果の書き方に関してなんですけれども、最後に、交流人口の拡大が図られ、町の活性化につなげることができたというふうに結んでございます。利用状況を見ますと、29年度で、利用人口で323人の減、平成30年で460人の減。29年に関しては、28年から利用料金は増加でございます、収入。30年が約40万円ほどの減額になっております。

こういう観点からちょっと見ますと、交流人口の拡大が図られ、町の活性化につなげることができたという結び。この結びつきというか、これで締めてはいますけれども、ちょっとこの締め方の見解と申しますか、ちょっといまいちどうかなと私は思うんですけども、この見解をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 では、結びの部分の見解についてということでございますけれども、まず東北

エコリサイクルネットワークさんで、これだけの利用実績を上げていただいているということについては評価をしていただいているものと思います。8月のインターハイの件がございましたけれども、しっかり町の施設ということで、リピーターをしっかりつないでいただいて、利用を維持していただいているということで、このような結びにさせていただいてございます。以上です。

3番 昨年から見ますと、収入が約13%ほど上回っているというようなことで、29年度はですね。町外、県外の利用者が増加したということで、非常に評価はしていますけれども、ただ議会との意見交換会の中でも、この件に関して、町内の利用者が非常に少ないというような意見が出されております。それはどういうことかといいますと、町外と町内の利用の金額が非常に違うというようなことで、町内の日帰りのお客さんが30%も減少しているということで、そういった意見もございます。

そんな中で、この最後のくだりに関しては、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、やっぱりもう少し努力をしていくようなくだりに書いていただいたほうが、なるほどなというふうなことで納得はできるんですけども、これに納得しないわけではないんですが、やっぱりもう少しその辺の成果の書き方もしっかりしたものを出していただきたいなという要望でございます。

委員長 いいですか。

では、委員の皆さんにお諮りします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により、午後5時まで延長します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、質疑に入らせていただきます。

ほかにございませんか。

6番 102ページ、圃場整備事業費の中で、成果表53ページの中で、沖の原、カシアゲヤマ地区、あと紫山、向山地区、地形図作成から、桧原地区が換地等調整、その下が調査計画、その下が実施計画とありますが、簡単でいいので、どういったことを行ったのか、各地区ごとの説明をお願いいたします。

地域整備課長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

今、実際いろいろと計画しているところが、成果の53ページに書かれているとおりでございます。では1つずつ、今どのようなことをしているか回答申し上げます。

沖の原、柏木山地区と、紫山、向山地区については地形図作成、空撮しながら、そういう作成業務を行っております。あと、桧原地区であります。換地等の調整業務でございます。あと、三光堰、ニシ地区については実施設計を行っておりまして、来年度に工事に入るような段取りになるかと思われま。あと、次の紫山、向山地区については調査計画でございま

す。柏木山地区については実施計画、さらには沖の原地区も実施計画ということで、各地区進んでいる状況でございます。以上です。

6番 もう少しかみ砕いて、この換地等調整等はこういうことをしたんだとか、調査計画は、三光堰、ニシ地区はこういうことをしたんだと、もう少し簡単に答えてもらわないと、何かここに掲載されているやつをただ朗読しているだけなので、ちょっと理解できません。

委員長 暫時休憩します。

午後3時58分 休憩

午後3時59分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 大変失礼しました。

具体的にご説明したいと思います。沖の原、柏木山地区、さらには向山地区については、1,000分の1の地形図の作成を行っております。それで、桧原地区であります、換地等の調整というのは、集積等のさまざまなことを今行っている段階でございます。あとは、三光堰、ニシ地区であります、これらについては営農計画の作成段階でございます。あと、紫山、向山地区が基礎調査でありまして、担い手等の営農の方向性であったり、そういう基礎的な調査を今行っている段階でございます。続きまして、柏木山地区と沖の原地区、この2地区につきましても、全体の事業費の算定関係の今、業務を行っているところでございます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

8番 108、109ページの営農相談事業の中の、営農相談所顧問賃金36万円とありますけれども、この相談内容、勤務実態をお聞きします。

委員長 暫時休憩します。

午後4時02分 休憩

午後4時02分 再開

委員長 再開します。

農業振興課長 お答えします。

これにつきましては毎月2回なんですけれども、特に、特化して行者ニンニクとニンニクの普及で指導に来ていただいて、農家を一つ一つ回っていただいて、指導をしていただいているところでございます。

8番 この方を相談所顧問にしたときは、この方は県庁のOBでありまして、なかなかいろんな営農方面については明るいということで顧問に委嘱した経過がありますけれども、この相談

の内容を見てみますと、相談員でもできたような相談、また営農指導ではないのかと思います。この貴重な予算を使って、顧問というような形での営農相談員を設ける価値があるのかどうか。その辺、お伺いしたいと思います。

町長 この方につきましては、前町長からの営農相談所ということで、土屋指導員とともに営農相談所を運営していただいております。農業に、特に行者ニンニクとニンニクに対する知識等々については非常に大きくて、沖の原のチバさんであったり、いろいろな方々が行者ニンニクであったり、ニンニク栽培について貢献していただいていると思います。

あえてその方が有能なのかどうかということ、ご質問でございますけれども、現在、南部営農センターの営農相談員という方はお一人でございます。やはりそういったところの中で得意分野というのもございますでしょうし、舟形町全体で営農相談所ということも持っていること自体が、実際の中では特異なものだと思っております。

ただ、JAさんと一緒にこの舟形町の農業をしっかりしていくんだというふうな前町長からの思いを私も引き継いでおりますので、当面その行者ニンニクなりニンニクがしっかりと舟形町に定着するように、今後ちょっと継続をさせていただければと思っております。

8番 今の町長の熱い思いはわかりましたけれども、今、農協さんと、営農相談員としっかりタッグを組んでやれば、今まで以上な成果が上がると思います。やっぱり、見直すものは見直す、新しく予算をつけるのは予算をつけると。めり張りのついた予算編成を今後やっていただくことを希望いたします。これで終わります。

町長 ご指摘は承りました。

ただ、やはり農林水産部長も経験された形でございます。直接的な指導、プラス、二次的な要素という部分で、いろいろの、その方の人脈を使いながら、農業振興課自体がいろいろと業務を遂行する上で非常に優位に進めさせていただけることもございます。そういったところを総合的に勘案しまして、対応してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

6番 106ページ、6-1-13、担い手等支援対策事業費、成果表の中で、農業次世代人材育成投資資金5件、750万円という形で支出されておりますが、私が質問したいのは、この5人の方々の、この1年間やっの活動報告と次年度に向けた抱負、これを聞く機会をつくっていただきたいということです。私も今回、農業のことで一般質問しましたが、やはり若い方々、5人の方であれば、未来に夢のある農業を語ってくれるのではないかなと思いますし、やはりこの資金をもらっている方々には、農業技術はもとより、経営感覚、あと人前で話ができるような人間になっていただきたいというふうなことのなかで、ぜひ、3月15日までに税金の申告が終わるわけです。その税金の申告後、終わった後の3月いっぱいの中で、

要するに、前の地域おこし協力隊が年度末において1年間の活動報告と次年度に向けた抱負、この辺の発表会があったわけです。こういったようなことを参考にしながら、やはり若い方々へ、ぜひとも農業に対する、明るい農業の未来を我々も聞いてみたいと思っておりますので、こういう場を設定できないか、町長にお聞きしたいと思います。

町長 大変素晴らしいご提案だと思っております。やはり若い方が農業に取り組んでいただくということは非常にいいことだと思いますし、今後の、昨年1年の実績を踏まえて、来年はこうしたいとか、そういう経営的なものについても、ぜひ私どもも聞いてみたいということもございますので、そういったことについては担当課を通じながら、その5人の方々に意見を聞きながらというふうなことになるかと思いますが、ぜひ私もそういった形で聞く機会があればと思います。

ちょっと、ことが実現できるかどうかわかりませんが、そういった方向で考えさせていたきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産費についての質疑審査を終結いたします。

次に、第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質問ありませんか。

2番 115ページになりますけれども、商工振興費の中で、成果表の中にはコメントが書かれていないんですけれども、2番の企業誘致対策事業ということで13万6,000円ほど決算になっていますが、具体的には多分これは旅費だと思っているんですけれども、企業誘致に関しまして、具体的な、例えば企業さん、その辺あつての旅費なのかどうか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 平成30年度の事業実績の中で多くを占めた旅費でございますけれども、旅費の用途先については、現在、長沢集学校を担っていただいているリングローさんを訪問させていただいて、今後の事業の展開とか、それから、昨年度、特に、新たに長沢集学校以外にも、千葉であったりとか、富山、兵庫、こういったところにも第2号、3号、4号の集学校を設置したいという考えなんかもございましたので、そういったところの話をお伺いにお邪魔したところでございます。内容的には以上でございます。

2番 舟形町に企業が誘致されるということは、大変いいことだと思いますけれども、現状としてなかなか難しいのかなと思っております。10月から消費税が10%という計画もされているところでもありますので、今現在の舟形町にある企業ですね、その辺の業績といいますか、本社関係も含めて、たまにでいいと思うんですけれども、親会社の企業訪問、あるいは地元の

企業訪問というふうな活動もあっていいのではないかなと思っております。質問いたします。

まちづくり課長 ご指摘のとおり、企業の訪問ということに関しましては、まずは誘致に関してお答え申し上げますと、なかなか雪の問題もあって、それでも進出していただけるという企業があれば、ぜひお願いしたいと思っておりますし、また新庄の中核工業団地、こちらも区画的にも多くを誘致が調べてきたということもございますので、そういったところでの誘致がますます進めばなと思っていますところでございます。

さらに、町内の企業に関しましては、2款で決算の審査をいただきました孫プロジェクト、こちらでも担当のほうで企業と連携を図りながら魅力を発信したりというふうなことで、利活用であったり、ご協力をいただいているというふうなことでつなげてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

3番 116、117ページの、2番の都市と農村交流事業の中で、(2)に雪交流事業委託料179万1,720円、この実績をお伺いします。

まちづくり課長 雪交流事業の実績ということでございますけれども、まず雪を活用して、冬期間に解けないような取り組みをして、夏にいろんな交流事業等で活用しようという目的で予算措置をさせていただいたということでございます。

実際に、約10立米ほどになるかなと思っておりますけれども、雪をためまして、雪が解けないような覆いを施工させていただいて、実際に利活用に関しては、本年7月7日に、東京友の会、こちらを若あゆ温泉で開催した際に、温泉の入り口、さらにはセンターハウスの付近に雪を持ち込みまして、雪だるまであったり、直接触れていただきながら、活用させていただいたという実績でございます。以上です。

3番 当初は、東京に雪を持っていくというような計画もあったと思います。ことし180万円ほどの予算を計上していますけれども、今回また同じような予定で考えているのでしょうか。

まちづくり課長 実際の利活用については、さまざま、いろんな課題があるとも思っておりますし、実際にどの場面というようなところでは今後また、雪の降雪の状況とか、こういったものも、自然的な状況もございますので、まずはことしの冬に雪がしっかり積もって、それをまずどのように確保するのかというところから、活用についてもいろんな事業を見定めながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、特に、実際に持っていければ本当は一番効果的なものとも思っておりますし、世田谷の区民祭りであったりというふうなところも一つは視点には挙げられると思っておりますけれども、なかなか持ち込むには輸送費であったり、解けないようにというところの課題もございます。であれば、都会の方が舟形町を訪れた際に、実際に触れていただく、目にとめていただくということも一つあるのかなと、反省も含めながら、今後の取り組みにしていきたいと考えてい

るところでございます。以上です。

3番 せっかく豪雪地帯にもなっているような町でございます。ぜひとも、こういった事業を計画しているのであれば、昨年と同じように、夏になったら雪がなくなりましたでなくて、やっぱりそれなりの雪を残す工夫とか、もう一度考えて、しっかりとこの予算を執行できるようにお願いしたいと思います。

まちづくり課長 いろいろと参考文献なんかも、また雪の里情報館、雪氷研究所ですか、新庄の、こういったところからも助言、研修をいただきながら、今後の取り組みについて参考にさせていただきながら実施していきたいと考えてございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

8番 112ページ、113ページの備考欄の下のほうですけども、町観光物産協会補助金40万円。観光物産協会の業務内容、また行事等にどれぐらいまで町では把握しているのか。その辺お伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時20分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 物産協会への補助金40万円という内容でございますけれども、事業につきましては、ヒストリックカーミーティングの事務局を担っていただいているということが大きなところでございます。そのほか、その40万円の中から、県の観光物産協会の会費であったり、最上地域の観光物産協会費であったりというふうな、上納金も含めた形の支出の内容になってございます。以上です。

8番 今、観光物産協会の業務内容、また今置かれている立場をいろいろと考えてみますと、本来ならば、観光行政は町が主体で今までやってきた経過があります。それを、物産協会にいろんな形をお願いして、やってきた現状でありますけれども、今の物産協会のメンバーまたは事務局では到底、町の観光行政を担っていくような力、実力、今のところ大変危ういところがあります。

今、観光部門が盛んに叫ばれている中、もう一つ、舟形町でも観光については、縄文の女神、若あゆと猿羽根山等、いろいろありますけれども、これを全面的に打ち出して、また、舟形町の観光はこうあるんだというような形でやっていくには、もう少し行政が正面に出ながらやっていかなければならない時期に来ているのかなと思っております。

今、観光協会も経理的には大変苦しく、これからもこの状態は続くという話であります。これをいかに活性化していくには、もう少し町が表面に出て、観光行政というものをもう一度

考え直す時期ではないのかなと思います。その辺の見解をお願いします。

まちづくり課長 観光物産協会の今後の運営等について、町がもっと力を入れるべきでないかというご指摘をいただいたところかと思えます。

最上管内の観光物産に関する協会がございませう。こちらの会長さん、戸沢の舟下りの会長さんのお話を会議に行くときよく、ご指導、お話を聞くところの一端を申し上げますと、やっぱり新庄・最上地域は、観光的な資源はあっても、これを利活用するところがまだまだ欠けていると。実際に行政の方々が一所懸命頑張っているというところは大変感謝申し上げるとともに、まず民間がもっと頑張らないと、観光事業というものはなかなか成り立っていないものかというところで、会議のあるたびに、そういうご発言を聞くところかと思えます。

町としても、現在の観光事情というものを考えながら、発展的なところもありますけれども、町ができる範囲の中で、この観光行政であったり、観光協会のあり方について検討してまいりたいと考えてございませう。以上です。

8番 今の課長の考えには賛同する点もありますけれども、実際、観光協会では来年の予算も組めないという本当に苦しい瀬戸際に立っております。この辺も、行政でもしっかり認識をしていただきながら、ふんどしをもう一回締め直して、本気で舟形町の観光行政にしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

町長 観光行政というお話がございませうが、私、何度も申し上げますけれども、観光業で舟形町で食べている方はいらっしゃらないということかあります。そういった中で、私は交流人口とか関係人口をふやしていきたいということで常々申し上げているところかです。

観光物産協会についても、設立時に、町に案内が来たのが前の日だというふうな、そういう実態の中での観光物産協会の船出でございませう。

そういった中で、従来どおり観光協会としてあったときと同じように、観光物産協会には同じように補助金を町では出している現状でございませう。

長澤会長、副会長の高橋組合長からも、その内容等にはお聞きしておりますけれども、まずは自分たちの中でどういったことをするのか、どういったことができるのかというものをしっかりと踏まえた上で、町にお願いするものはお願いするというふうなお話でございませう。

したがいまして、やみくもに、来年から補助金をふやすとか、今年度、補助金をふやすというふうなことは、私としては今のところ考えておりませうし、観光物産協会のあり方と、舟形町のあり方というものの、どうやって連携をしていけるかどうかというのも今後の話し合いだというふうか思っております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 114、115ページ、7-1-4、商工振興費の中で、115ページの備考でございませうが、さ

まざまな交付金、補助金がございます。上から4つ目あたりで、町資格取得支援事業補助金62万円、実績としてございますが、残念ながら、予算100万円をとっておりますが、62万円の実績しかなかったということでございますが、昨年度の62万円の、主にどういう資格取得に補助をしたのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 昨年度の資格取得の内容の例を少し申し上げたいと思います。食品衛生管理者の資格、それから土木施工管理技士、それから車両系の免許の取得、17件が対象になってございます。以上です。

9番 そうしますと、今、17件ありますけれども、主なものといえますか、人数が多いのは、食品衛生と土木と、そういう関係なんでしょうか。もうちょっと詳しくわかればお願いしたいんですが。

まちづくり課長 済みません。詳しい件数までちょっと把握してございませんが、一番件数的に多いものが車両系、大型特殊免許、こちらの取得の件数が一番多うございます。全部のこの補助金の件数として17件ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

9番 わかりました。

こういうことで、町の方も周知しているということで、いい事業かなと思っておりますが、こういうものをどんどんと町民に知らしめていただきまして、どんどん活用していただければなと思って質問したところでございますので。

どんな形で今はPRをして、これからどんな形で活用方法を推進していくのか。そのあたり、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 資格取得支援事業の補助金につきましては、まずは企業で働く労働者の方々のスキルアップであったり、企業の人材確保というところに大変寄与している事業とは思っているところでございます。一方で、この資格がしっかりその企業で役割を果たしているのかというふうな追跡の状況なんかも必要ではないかなというところの反省点もございます。

今後そういった、この制度のあり方も含めて検討していきたいと考えてございますし、また、今、必要とされる住民の方々の資格、特に7款でございますので、勤めている方、企業の方というふうにかかわる方々への支援ということでございますので、ニーズ等も把握をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 112ページと113ページで、この事業の内容をお聞きしたいと思います。上から3行目ですか、MOGAMI 120%感動ツアー、これはどういう内容なのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ご質問の、MOGAMI 120%感動ツアー負担金の内容でございますけれども、企画に関しては新庄青年会議所が主体となりまして、県内の高校生からいろんな観光のメニューを検討していただいて、それぞれの8市町村の魅力ある観光地の観光めぐりというか、

主要な観光地めぐりを企画していただいて、実施するという内容になってございます。

6番 そうしますと、30年度ではこういう内容のツアーをしたいというような原案をつくったということか。（「高校生がつくった」の声あり）つくって、実際この内容で募集して体験ツアーをするのは今年度というような形になるのかな。（「30年度」の声あり）30年度、したのか。じゃあ、その辺の参加人数とか、その辺も。

まちづくり課長 既に新庄の青年会議所で実施している事業に対する負担金ということでございまして、実際の参加者等の情報までいただけていないのが現状でございます。申しわけございません。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

あすは午前10時より開会します。

これにて散会といたします。ご苦労さまでございました。

午後4時33分 散会

令和元年9月10日（火曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和元年決算審査特別委員会第3日目

令和元年9月10日（火）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	まちづくり課長補佐	曾根田健
副町長	庄司雅人	まちづくり課主査	野尻誠
会計管理者	須貝孝子	住民税務課長補佐	大場正江
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	住民税務課長補佐	相馬広志
まちづくり課長	小野芳喜	住民税務課長補佐	大場君博
健康福祉課長	沼澤伸一	健康福祉課長補佐	佐藤仁
住民税務課長	伊藤茂樹	健康福祉課長補佐	森祐子
地域整備課長	伊藤武美	健康福祉課主査	東村貴恵
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光	農業振興課長補佐	斎藤雅博
総務課財政係長	八畝幸仁	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
教育長	齊藤涉	地域整備課長補佐	伊藤英一
教育課長	鍛冶紀邦	地域整備課長補佐	八畝俊勝
代表監査委員	渡邊敬子	地域整備課係長	松本正人
監査事務局長	相馬昇	教育課長補佐	高橋真澄
総務課長補佐	沼澤一征	教育課長補佐	豊岡将志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

財産に関する調書の審査

午前10時01分 開会

委員長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しています。

ただいまから、4日目の決算審査特別委員会を再開します。

直ちに委員会を開会します。

認定第1号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。挙手をお願いします。

4番 120ページ、121ページ、町道除雪業務委託料1億3,200万円何がしとありますけれども、これは1工区から13工区分の除雪委託料だと思うんですけども、30年度は確かに豪雪対策本部を立ち上がったんですけども、29年のあの大雪に比べれば半分とは言いませんけれども、6割、7割の中で1台当たり1,000万円以上除雪委託料がかかっておるわけですが、この伸び率というのは結構なものだと私は思うんですけども、これはいたし方ない予算なんだろうかと。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

30年度の除雪委託費につきましては、1億3,257万339円の委託料としての決算が出ております。これにつきましては、内訳としましては現場管理費、除雪の現場管理費の委託料であったり、ポールの設置委託料であったり、あとは除雪の業務委託、さらには排雪の委託であったり、あとは消雪関係の委託も含んでおりますが、もろもろの委託料の合計でございます。委員おっしゃるとおり、昨年は雪が29年度に比べまして若干少なかったわけなんですけど、しかしながら、12月の下旬から1月上旬にかけて大きく雪が降りました。それで、夜間の出動とさらには日中も出た回数がかかりふえております。そんな中でやはり除雪費がかさんでしまいました。あとは、例年よりは若干気温も低かったということもありまして、春先の融雪が思うようになっていなかったということで、除雪の排雪の委託料であったり、そういうもろもろの除雪経費もかさんでしまいました。そんな中で、まずは量的には少なく感じられたのですが、作業としては例年並みの決算額になってしまったということでもあります。

以上です。

4番 課長やっぱり確かに前半は降りました。しかし、その後はやっぱり私たち肌感覚で言っても雪は少なかったんですよ。実際は。それでですね、これだけの金額がかかるということ自体が、これからの町を考えたときに、町税で4億やそこらしかないのに除雪機で、委託料だけですよ、委託料だけで1億3,000万なんていうのはちょっと余りにもかかり過ぎなのかなと、

単価高騰しているのか、根本的に町としてこの除雪というのはなくてはならないものではありませんけれども、その中でも全体的な見直しを含めて予算の軽減化を図るという気持ちはないのでしょうか、町長。

町長 整備課長のほうからもありましたけれども、去年は小型工区を1工区ふやしております。町民の除雪サービスにしっかりと応えるようにというふうなことで、その分もふえているというふうなことだというふうに思います。頼む分だけ頼んで、それに対する対価というふうなものについて、支払わないというふうなことは、これはできません。したがって、県の単価を利用しながら、県の歩掛の範囲の中でこれを行っているわけです。そうした場合に、その単価の妥当性については、私はあるものだというふうに思います。だとすると、軽減というふうなことになると、回数を減らさざるを得ないというふうなことになります。そうした場合に、町民の除雪というふうなサービスが冬季間の足の交通の確保というものができなくなると、こんなことでいいのかと私は思います。したがって、その業者さんだけが悪いというふうなことではなくて、しっかりと町民自体も排雪なんかは解けてなくなるものです。議員さんはじめ、町内会長さんにもお願いするのは、排雪の経費をできるだけ下げればその分は浮くんだろうというふうには思います。したがって、そういった排雪をする手間のない冬季間の投雪場所の確保、そしてそれに対する理解というものをぜひ議員の皆様からもその町内会、もしくは町民の方にも啓蒙していただければ、その分は軽減になるのではないかというふうに思います。

4番 業者委託が悪いとか、そういうことを言っているわけではないんです。やっぱり全体像を考えたときに、直営も含めて予算とにかく軽減するには業者の単価を下げるとかじゃなくて、根本的なことから考えていかないと、これは町としてももたないんじゃないかなという私なりの危惧がありますので、今後検討はされる気はないようですけども、私的にはやっぱりそういう予算的なことも考えて今後直営も含めて検討すべきだと思います。

町長 直営についても検討しないというふうなことではなくて、それも含めて考えていかなければいけません。何よりも一番大事なのは、オペレーターの確保というものが一番大事だというふうに思っております。今後もオペレーターが現在の高齢になってきている方々が多くいます。そういった中で、できる限り若い世代をオペレーターとして育てていくことも、これも大事だというふうに思います。その中で実際に業者委託の部分も出てくるかもしれませんし、直営になる可能性もあると思います。ただ、全て直営にした場合に、今度は冬季間の業務量という部分がありまして、建設業界で一般的に言われております働く人の高齢化とともに人材不足だというふうに言われます。昨年のような災害になったときに必要なのは、やっぱり建設業界のマンパワーであります。そういったところのことも総合的に勘案しながらこの問題は考えていかなければならない問題だというふうに私は思っております。

委員長 ほかにありませんか。

10番 せっかく除雪対策についての質問出ましたので、私も同じような項目で質問したいと思います。

今出ましたように、除雪委託料出ているわけですが、この中で一般の早朝といいますか、道路除雪と、それから排雪に関する経費の区分というのはできていますか。

地域整備課長 ご質問にお答えします。

区分はできております。通常の除雪業務と排雪業務について、金額も言ったほうがよろしいですか。

通常の除雪業務であります、その委託料は6,897万8,759円となっております。排雪等に費やした経費分、委託分でございますが、5,994万6,638円です。残りにつきましては、ポールの撤去であったり、現場管理の委託料であったり、その分となります。

以上でございます。

10番 今、課長の答弁ですと、ほぼ半々ぐらいの除雪、排雪経費があるわけです。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、やっぱりこの雪国の除雪費を軽減していくためには、排雪の経費をいかに減らしていくかというふうに思うんです。

そんな中で、以前から議会でも排雪の経費については、かなり議論になった経緯があるというふうに私は理解しております。その中で、やっぱり例えば3月20日基準で積雪分というか、それが何メートルあるとか、そういうふうな一つの基準というものを町のほうで設けているのかなというのが一つ疑問な点があります。やっぱり豪雪の年に季間中に融雪ができないとなるというので、1回排雪をすると、それはわかるんですけども、やっぱり春先になって極端に言えば4番委員からもありましたように、放っておいても自然に融雪するのではないかという部分でも逆に重機を入れて、私も3カ所ほど投雪をさせている場所がありますけれども、逆に圃場に入った重機の跡がかなり深くなって、かえって耕作に支障を来すと、そういうふうな現象もあります。そんなことで、やっぱり一つはそういう一つの排雪の基準、特に春先排雪の基準を設ける必要があるのではないかと思いますけれども、どうですか。

地域整備課長 春先の排雪の基準でございますが、今のところ基準、何メートルとか、そういう基準は設けていない状況でございます。堆雪場所に関しては、いろいろな方々からご協力を得て場所をお借りしております、その方々のご意見をいろいろ頂戴しながら排雪をしておるところでございます。やっぱりその基準があれば、やっぱりしっかりとしたメーターに達すれば排雪するんだよという目安になると思いますので、その辺は今後、上司と協議しながら検討してまいりたいと思います。

あとは、堆雪場所としてお借りしておいた場所に重機が入りまして、耕作に支障が出ている箇所もあるということのご意見をいただいたんですが、そのような場合は、まずは穴等がで

きた場合は町のほうで復旧するようにいたしますので、何なりとご報告をいただければと考えております。

以上でございます。

10番 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり堆雪場所については、こういう質問すると大分前の佐藤 勇議員を思い出すんですけども、やっぱり排雪をお願いしているという方が全員ではないだろうと、やっぱり町民もきちんと協力的な方もおりまして、別に支障がないのであれば、そんなに排雪を強要するものでもないというふうなことをよく常々言っていたところです。そんな意味で、逆にそれをやったことによって逆に圃場を傷めると、そんなことも出ているわけですから、極端に言えばそれだけない雪を、早く言えば無理して排雪をしているというような、その結果がそういったものにつながっているというふうに、それは現実だというふうに思っているんです。そんな意味でやっぱりある程度強制的にというか、どうしても春先使うからとか、そういうふうな理由で片づけなければならぬ箇所も確かにあるとは思いますが、それ以外の場所については、きちんと前もってお願いをするなりして、それでいいですよと、別に例えばソバまくだけだから自然に消えれば6月まででも8月まででも消えればいいんだからというふうな方だっているんじゃないかなと思うんですね。そういう方にはやっぱり町長きちんと協力をお願いするということを言っていましたけれども、それを実践すべきだというふうに思うんです。それは町のほうからきちんと言っていかなければ、やっぱり住民の方はわからない部分もあると思うので、そのことをことし、これから雪降るわけですので、ぜひ実践してみてもいいですか。

地域整備課長 堆雪場の排雪のご意見をいただきましたが、町のほうでも堆雪箇所がかなりありますので、把握そのものはしておるんですが、個々に対応できるところは対応しまして、排雪が必要か否かを確認しながら除雪経費の経費削減をしてみたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

1番 同じ場所で町道対策委託料の中ですけども、第1回の30年の臨時会会議の資料を見させてもらったときに、除雪作業車両追跡システムGPSについての質問等出たと思うんですけども、新庄市、尾花沢等は既にGPS等の追跡システムを利用していますけれども、他市町村のほうで稼働しているのか、町はこれからその点についてどのようなことを考えていくのかお聞きしたいです。

地域整備課長 ご質問に答えしますが、GPSの導入しているところは、管内では新庄市だけあります。さらには隣接する尾花沢市さんも入れているような状況であるわけなんですけど、町としましてはやっぱりメーカーさんがおりまして、そちらからご紹介もいただきました。いろんな利点、さらには、利点ですね、利点をお聞きしたところです。そんな中で、上司と

もいろいろ検討しまして、平成30年度につきましては、またちょっと時期的には早いんじゃないかということで、ほかの新庄市さんが先進地で入れているわけなんです、その辺の状況を聞きながら、上司と相談しながら今後どういう方向に持っていくか検討していきたいと考えております。

1番 尾花沢市では平成27年度ごろからGPSを利用しながら官民共同の除排雪ということで、地区の住民総出で各家庭にたまった雪を片づける一斉除雪の取り組み等を行っていますけれども、やはり町道となりますと、道幅も狭く、雪の捨て場が困ることが多分一番の原因だと思いますけれども、ただ、一つはためないことも要素にあると思いますので、官民一体的でもいいですけれども、やっぱり町民の方も声をかけ合って、もしくは尾花沢では中学生の雪かき塾とか、健康雪かき体験とか、除雪ボランティア、スノーバスター、雪国交流会等、そういう形で排雪の協力体制を民間、家庭に求めてやっていますけれども、そういうふうなことをすれば春先のたまる雪も少なくなるかなと思いますけれども、その辺どのようにお考えですか。

町長 GPSが必要なのは、除雪車がいつ来るかわからないという、そういった住民の不安を払拭するためにスマホとか、それで今現在除雪車がどこにいるかというふうなことがわかるということで安心をするというふうなことが一番大きいのかなと、あとは二次的に今現在役場のほうで管理する際にどこにいるかというふうなことでのものがあるのかなというふうには思いますが、ただ、費用対効果の面で、舟形町、例えば大蔵さんもそうですが、除雪の充実しているような町村にとって、それを採用しないというのは費用対効果の面で余り効果がないのかなと、住民のそんなに期待に応えられないような除雪体制ではないというふうに思っているところです。したがって、本当にGPS、お金をかけた分だけの効果があるのかどうかというふうなことがあります。

それから、尾花沢のほうの取り組みについては、民間団体のほうの研究会等々のにとべさんの方がいろいろ仕掛けをしてやっているというふうには聞いておりますが、基本的に楯岡のほうで県と県道に連担する住宅地があって、住宅から道路に雪を出せないというふうなことがあって、休日の一定期間通行どめにして、その際に雪をいっぱい出して、それを排除するというふうな取り組みがあります。それはこちらのほうでは承知しているんですが、舟形町においてそういったことの可能性があるのは、西堀の宅地造成をした地域というふうには思っております。それ以外の部分については、常日ごろ除雪の前に宅地内の雪について出しているというふうなことでありますので、あえてそういった取り組みというふうなことを殊さら取り上げてするというふうなことが必要なかどうかというふうに考えているところです。検討は地域整備課のほうとも協議しながらやったんですが、それほどのものはないのではないかと。ですから、他の町村でこういった取り組みをやっているというふうなことでご紹介

介をいただくのはいいんですが、実情的にそれが舟形町に合うかどうかというふうな判断もやっぱり必要なのかなというふうに思います。そういった検討を重ねて、それでもやっぱりそういったことはやるべきだというふうなことについては、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 やはり皆さん雪の心配、私も当然雪の心配していますけれども、同じ121ページの除雪関連になります。

成果報告書の中の成果の中に「地域住民交通の安全確保が図られた」ということで結ばれておりますけれども、これはあくまでも町道関連に関しての報告書だと思います。ただ、しかし、一般町民からすると、例えば県道、私一般質問の中でも県道に関してしましたけれども、県道に関してかなり冬場ひどい状態のところは毎年毎年同じような状況で出ているところもありますので、この辺もやはり町民は町にお願いするしかないと思いますので、その辺何らかの策をしなければ、今後も県道の除雪の問題は解消しないのかなと思いますけれども、よろしくお願いします。例ですけれども、インターをおりた沖の原の町内の大変いい道路です。よろしくお願いします。

地域整備課長 今のご質問にお答えします。

荒澤委員からは一般質問の中でもご質問を受けておりまして、県道関係の除雪等々については、町としましても県に要望をしっかりとしたいと考えております。また、除雪等の冬季間の苦情等、いろいろあると思いますが、そういう場合は直接県にお伝えしていただいてもいいんですが、町のほうでもお受けします。それをもって県のほうにご報告をしますので、何なりとご遠慮しないでご報告いただければなと考えております。

沖の原地区という場所も出たわけなんですけど、確かにあそこは家屋が連担しておりまして、両サイドに県道が歩道がございます。そんな中で県のほうでも苦慮しながら除雪を行っているように感じております。まずは飛ばす場所がないので、車道と歩道間の路側帯になるわけなんですけど、そこに堆雪してたまったら排雪しているようではありますが、その辺も含めましていろいろ問題がありましたら、町のほうでもやりますので、何なりとご報告いただければと思います。

以上でございます。

2番 やっぱり沖の原のあの場所に関しましては、今度東北中央自動車道ですか、近々全線開通すると思いますけれども、舟形のインターにおりたらああいう状態だというふうな場所だかなり舟形町のイメージの悪化が間違いなく予想されると思いますので、あの場所に関しましては、しつこくしつこく県に何らかの対策、あるいは町としてはこういうことをすればいいんじゃないかというふうな案を出しながらでもしつこく要望をお願いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、122ページ、8の2の4、住宅管理費でちょっとお伺いします。

125ページに工事費ございます。30年度は3,400万の執行額、4カ所の工事を行っておりますが、成果表を見ますと、老朽化により修繕必要箇所が多くなっているという成果表で評価してございますが、今年度も、31年度も700万ほど計上してございます。年々この住宅に係る工事費が毎年のようにふえておるといふ状況でございます。この成果表でも「今後長寿命化に向けた計画書を策定により」とございますが、今の段階ではこの計画書というのは作成はなっていないんですか。そのあたりお伺いします。

地域整備課長 町営住宅の長寿命化計画につきましては、既に策定済みでございます。それらにのっとり計画的に修繕を行っておるところでございます。

以上でございます。

9番 そうしますと、その計画書の中では30年度の3,400万なり、今年度700万なり、これから取りかかろうとしている若者定住住宅なり、それも全て計画の中に入っていると、それに基づいて今後老朽化に対応した修繕なり改修を行っていくんだということなんでしょうけれども、どの程度の計画なのか、ちょっと見ていないのでわかりませんが、それは公開するわけにはいかないんですか。それは事務サイドのほうでの計画であって、我々に何ら提示するものではなくて、そういう代物なんですか。そのあたりそういうお考えの計画書なんですか。

地域整備課長 住宅のまずは長寿命化計画の内容であります。公営住宅の分だけでございます。公営住宅法に基づいた住宅のみの長寿命化計画でございます。したがって、今建築する定住・移住住宅であったり、そういうものに関しては計画の中には入っておりません。ただ、あと、この計画書の公表については、ちょっと今資料を持ってきていないんですが、県の指示もありまして、計画は策定したところではありますが、たしか公表には至っていないという形になっていると思います。

9番 何を言いたいかという、先ほど冒頭でも申し上げました年々工事の費用がかかっていると、先ほど4番委員の除雪の費用ではないですけども、大きな費用がかかっている中で、計画をしっかりと、それに基づいてやっていかないと大変だよということを言いたいの、計画を提示しながら共有しながらしっかりと計画に沿った対応策といいますか、改修なり、修繕なりを行っていただきたいという要望を込めて質問したところでございます。

地域整備課長 委員おっしゃるとおりであると思います。ありがとうございます。

今後はその計画に基づきましてしっかりと予算を獲得しながら長寿命化に向けた住宅の修繕等を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが122ページ、8の4の1住宅管理費、今、斎藤議員が質問したところなんですが、成果表の中にこの舟形団地3号棟浴室等改修工事を行っておりますが、成果表の中で空き戸数、団地1号棟が1室、3号棟が4室あるわけですがけれども、せっかく工事したにもかかわらずあいているというふうなことのようではありますが、現在どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 町営住宅舟形団地の入居状況のご質問であります。成果表の中で73ページになりますが、舟形団地3号棟については3月31日現在で4戸あいておりましたが、現在は3戸になっております。しかしながら、先ほど委員も言われたとおり、3号棟については一昨年社総交の交付金を利用して改修事業を行い、風呂場関係のユニットバス化になっております。すごく住みやすい環境になっておりますので、引き続き募集のほうにも力を入れて、空き室のないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

6番 確認ですけれども、1号棟1室はこのままあいているということですよね。そして3号棟はまだ3つあいているということですよ。今後とも募集していくということですが、具体的にどういうふうな募集を行っているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 募集の周知の方法でございますが、お知らせ版、さらには町のホームページのほうにも情報として載っておりますので、そのような感じで周知しております。

以上です。

6番 ぜひこれだけ改修工事等も行いながらやっているわけなので、満室になるようにご努力をお願いしたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

1番 118、119ページの道路維持費の8の1の2の1の備考欄のほうのメイクアップロード推進事業、こちらの成果表では69ページですね。そこで各町内会への花を配って配付しているというありますけれども、これは町道、県道、国道全部含めた上の町内会全体への配付なんでしょうか。

地域整備課長 メイクアップロード推進事業のことについてお答えしたいと思います。

これについては、教育委員会で行われております青少年育成推進事業の花いっぱい運動とともに実施しております。地域整備課としましては、その花をまずは購入しまして各町内に配っているという形でございます。どこにそれを設置するかについては、各町内のほうで考えていただきまして、町道であったり、県道であったり、配付する戸数については数に限りありますが、そのような形で町内の沿線の道路の美化活動をしていただいております。

以上でございます。

1 番 それだと町内会の募集じゃないけれども、申請によって配付するという形でしょうか。

地域整備課長 そのような形になっておりまして、申請の窓口は教育委員会のほうになっております。

以上でございます。

1 番 それにあわせてですけれども、町道の維持管理ということで、5町内で、太平、長尾、内山、太折、実栗屋という形で除草作業、草刈り等をしていますけれども、これというのは、それも申請とか申し込みとか、そういうのがあっての事業なんでしょうか。

地域整備課長 各町内会に町道の草刈り等をお願いしているところが、今委員おっしゃる箇所についてでございます。その辺については町内会のほうでもいろいろ昔から町内の道路は町内のほうで草刈りをしたり、そういう活動を行っていただいてまいりましたので、そんな中で町としましてもその経費の一部にはなるんですが、経費の一部について町としても幾らかのお金、少ないお金ではありますが、支出して町内会のほうに出しているところでございます。

申し込み等々があったからどうのというふうにはなっておりません。昔からやっていたという路線であったり、そういうところについて町のほうで一部補助しているという形になります。

以上です。

委員長 1番委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

1 番 今の昔からやっているという活動でありますけれども、この花植え等も含め、6月定例会のときも私言いましたけれども、やはり県道、国道って舟形町は町道のほかにもやっぱり県道、国道があったり、県道のほうが多く占めていると思いますけれども、そこで町内会に花とかの推進運動する際に合わせるじゃないですけれども、チラシでも何でもいいので、県のマイロードサポートとかのこういう事業があって、そういうことにするとこの程度の助成金が受けられますよとかというチラシ程度でいいと思うんですけれども、そういう呼びかけをしながらやっぱり町の美化運動、やっぱり町道、もしくは県道という町で維持する場所等もありますので、そのような方向性等についてはどう思いますでしょうか。

地域整備課長 今、委員おっしゃった県の事業等についてもそういう機会に町内会、さらには住民の皆さんに周知する機会がありましたら資料としてご提供していくような形を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、9款消防費の審査に入ります。質問ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第9款消防費についての質疑審査を終結いたします。

次に、第10款教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。

4番 138ページ、139ページ、舟形中学校用地借り上げ料396万2,785円とありますけれども、これは三菱マテリアルから借りているものだと思いますけれども、これまで毎年このぐらいの金額を借地料として払っているわけですが、延べで、あそこ中学校建ってからなんですけれども、幾らぐらい借地料、累計でお支払いしているのか、わかるならば教えていただきたいと思います。

総務課長 ちょっと今手持ちに資料がなくて、価格についても変わっていますし、ただ、途中で一部町が買い取りしているところもありますので、ちょっと精査しないとわかりません。

4番 今はわからないと、それは結構です。言いたいことはそこではないので、やはり毎年毎年借地料払って、中学校も老朽化してまいりましたので、そろそろ町としても考えがあるのかなと、ハリヨ地区という話も聞こえてきていますので、やっぱりこれだけの金額を借地料、町が払っている、財政的にも町が土地を購入すれば、固定資産税も払うこともないだろうし、やっぱりそのほうが一番手っ取り早いのかなと思いますけれども、何年後かわかりませんが、中学校、また移転するとなったときの町としての予算というか、お金が、莫大なお金がまたかかってくるわけです。そのような中で、今年度監査委員から報告がありましたけれども、実質公債費比率急激な悪化傾向にあり、令和6年が償還のピークということも書かれておりますけれども、まさに令和6年、その前後か、もしかしたらその後なのかもしれませんけれども、中学校移転となったら財政的にやれるのかなという私の単純な思いなんですけれども、これだけお金がかかるのにもかかわらず、今現在災害もあり、いろんな面で町の持ち出しが多くなるのはわかりますけれども、大丈夫なんでしょうか。その辺のお金の今後の財政状況は。その辺をお伺いします。

委員長 中学校の建てかえの見通しも絡めた財政関係。

総務課長 中学校の移転のお話についてですけれども、はっきりとしたことはここでは申し上げませんが、今現在第7次の基本構想、総合発展計画を立てているという中で、5年ごとのアクションプランというふうなこともございます。そうした中で、今検討をさせていただいて

いるというふうな部分で説明にかえさせていただきたいんですけれども、従来町のほうでは投資的事業ということで毎年ヒアリングをやってございます。それは総務課のほうで財政観点での計画でございますけれども、そういったことを踏まえて第7次の構想、それからアクションプランのほうに反映させていきたいというふうに思っていますので、ただ、中学校そのものについての何年後とかというふうな回答は今ここではできないという状況でございます。

4番 これから先の話なんですけれども、財政的にもつのかな、悪化の一途をたどると新庄市、今はだいぶよくなってきたようでありますけれども、まさにそこに舟形町が突入するのではないかという危惧がありますので、やはり財政規律をきちっと守っていただいて、今後町が変な方向に行かないように町としても頑張ってもらわなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

町長 第7次基本構想の中にも6つの柱を支える一つの基盤というふうなことで、財政をうたわせていただく予定であります。今4番委員さんのほうから言われるとおりでありまして、無理なものをというふうなことにはやはりならないんだろうというふうに思います。公共施設のほうの整備の基金というのも現在7億5,000万円ほど準備しております。そういったものをしっかりと町のほうでも蓄えをしながら、そういった公共施設がいずれ更新しなければいけないだろうというふうになったときに使えるようにということで基金を積み増しをしているという現状でございます。また、ハリヨ地区というふうなお話もあります。それは教育委員会のほうでも話をさせていただいた中で、そろそろ中学校の建てかえが必要だろうと、その場合には小学校、保育所の近いところというふうなことでハリヨ地区というふうな名前が上がっているということでございますので、町でまだ決定をしたわけではございませんが、教育委員会のほうでそう望むのであれば、やはりそちらのほうにというふうには考えております。そうした場合に、現在の中学校の跡地をどうするかというのも一つ大きな問題になるというふうに思います。やはり地元の西堀地区につきましてはB&Gセンター、中学校というものが一つの町の中のにぎわいであったり、まちづくりというふうなこともあります。その跡地利用についても今後三菱マテリアルのほうとも協議をさせていただいて、どのようなことが向こうのほうで可能なのかどうかということも含めまして、検討していかなければならない問題だというふうに思います。それは新たに中学校が移転をした場合と、それからと同時に起こる問題でありますので、そちらのほうについても十分に話し合いを持って進めていきたいと思っております。現在中学校のグラウンド用地については、三菱マテリアルさんのほうが固定資産税のほうはお支払いしているんだと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ちょっとわからないので確認をさせてください。132ページです。10の2の1小学校費な

んですが、次のページございますが、135ページのほうに流用ございます。工事費三角50万2,880円、三角をして、10款3項1目の15節に50万流用しているんですが、ちょっとわからないのは、この3款に行って工事費が不用額500万になっているというのは、この三角と合わせてどういうふうに考えればいいのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

教育課長 今回の流用の件につきましてお答えいたします。

今回小学校費のほうから中学校の工事費のほうに流用させていただいたわけですが、50万円流用させていただきましたけれども、その経緯につきましては、当初中学校でトイレの改修工事を行ったわけなんですけれども、そのときの工事箇所、トイレの数につきまして、当初予算の時期から数が変わってしまいまして、それで設計額の予算が若干足りなくなったという経緯がございました。設計段階で予算が設計額で足りていないと工事発注できませんので、その後で実際工事が行われる際には入札を行って、工事費が下がるということが一般的なんですけれども、設計額に若干足りなかった50万円ほど足りなかった部分について、こちらの工事費のほうから流用させていただきました、金額を確保させていただきました。そういう経緯がございます。工事発注のときに請負金額で工事費が下がりましたので、その部分について不用額が出たものでございます。

9番 中学校の工事で50万足りなかったから小学校の校費から50万移したという、そういう話はわかったんですが、ここで135ページでマイナスの50万2,800円という三角というのほどのように考えればいい。そこをお伺いしたいんですが。

委員長 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時06分 再開

委員長 再開します。

総務課財政係長 決算書135ページの10款2項小学校費の中の工事請負費が不用額マイナス表記ということで、50万2,880円のマイナスということになっておりますが、平成31年3月議会ということで3月補正予算の段階で小学校費の工事請負費を217万8,000円減額しております。財務会計のシステム上、流用が先に処理されておまして、その後に3月補正の217万8,000円の減額がそれに追加されて減額されたというふうなことで、システム上、このような形で50万2,880円のマイナスというふうなシステム上の表記になることになりました。

以上です。

9番 何かよくちょっと私は理解できなかったんですけども、それでは、じゃあ、わかりました。先ほど申し上げましたけれども、ここから50万中学校に流用しておきながら、中学校の工事費で何で500何がしの不用額が発生するんですかと、そこはどうでしょうか。

教育課長 中学校の工事費につきましては、昨年エアコン工事を国の交付金を活用してエアコン工事をさせていただきました。そのエアコン工事の時期ですけれども、国の事業、国庫補助事業の時期等が冬場、年を越えて冬場からの認定という形の工事でしたので、それから5年間の間にエアコン工事を認めるというようなものでしたので、工事時期が年度末に向けてぎりぎりの工程で行わせていただきました。その関係で補正の金額を、予算額を確保したんですけれども、最終的に不用額が500万ほど出ましたけれども、減額する時期が3月補正には間に合わなかったなので、そのまま不用額として残させていただきました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 10の4の4。

委員長 何ページだけ。

6番 ちょっとお待ちください。

委員長 146。

6番 そうです。生涯学習推進事業費の中で成果表の95ページ、4、学官連携推進事業、執行額が3,300円です。その内容を見てみますと、社会貢献、大学、大学の視点、あと社会貢献を融合した連携事業、事業内容としては「堀内ファームにこの委託して大学生を受け入れて、成果としては地域の方々が山大生とボランティアや交流事業での触れ合いを通して地域のきずなの大切さを再認識することができた」とありますが、具体的にどういう内容の事業だったのかお聞きしたいと思います。

教育課長 30年度のこの事業につきましては、山大の学生から参加していただきまして、農作業等の活動を行っていただきました。さらにその農作物についての販売のほうも行わせていただいたところです。舟形町を拠点としてそういった活動を行うということで、堀内ファームさんのほうにその山大との受け入れのほうをお願いしたところです。

以上です。

6番 そのとおりですけれども、私が聞きたいのは、地域の方々がということで、「地域のきずなの大切さを再認識することができた」というところの文言の中で、しならば大学生が何人で、地域の方が何人だったのか、その辺のところ、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

教育課長 このときの大学生の参加者11名と明記されておりますが、地域のほうでは6人の町民の方です。堀内ファームの方ということで6名、その事業を1泊2日の事業を2回行っておりまして、農産物等を山大の学園祭で販売させていただきました。

それで、この事業につきましては、山大のほうと連携してエリアキャンパス最上ということで、連携事業の一つとして位置づけておる事業でございます。

6番 そうしますと、この事業については、今年度においても継続して行っていくのか、要する

に聞きたいのは、3,300円しか使っていないというところで、一体に何に使ったんだろうなど、これだけの事業費では一体何ができるんだべなというのが非常に疑問なところがあるものですから、せっかくやるのであればもっとお金を使って大々的にやったほうがいいかと思えますので、今年度における事業内容の考え方もあわせてお聞きしたいと思います。

教育課長 この事業につきまして、まず1つ目として、経費としてかかっている分が3,300円の旅費ということになっています。これは職員が山大のほうと打ち合わせをする際の出張旅費ということです。この事業自体については、山大の学生のほうが参加する方が参加費を払って、それを歳入として、それを使っての事業を行われている事業となりますので、そのほかの経費については予算のほうからの支出はございません。

この事業については、今年度につきましても実施することとしておりまして、山大との連携、エリアキャンパス最上という事業の中でも今後も継続して実施していく考えでございます。

委員長 6番委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

6番 それでは、せっかく今年度もやるというふうなことであれば、この地域の方々、地域のきずなの大切さを再認識することができたというふうな成果も出ているので、もう少し大きいエリアの中で堀内ファームだけでは余りにも小さ過ぎるんじゃないかなというふうに思えますので、もう少し大々的にやるべきじゃないかなと、せっかくのいい事業なので、やはりこのよそ者の力を借りて、舟形のよいところ再認識するというのは本当に大事な事業であるというふうに思えますので、今後拡大する考えがないのかあわせてお聞きしたいと思います。

教育課長 ご意見ありがとうございます。

この事業につきましては、これからも学校と連携しながら参加者については無制限というわけではなくて、上限をかけざるを得ないんですけれども、その範囲の中でできる限り事業の趣旨が実現できますように、また地域とのきずなというものが実現できますように取り組んでいきたいと思えます。

なお、この事業とつながりとして、町のほうのわかあゆ塾というか、子供たちに勉強を教える講師等の募集も行っているんですけれども、その際にこういったつながりで町のほうに来て、中学生に勉強を教えていただくというようなところにもつながってまいっておりますので、そういったところからも広がりの方を上げていけたらなというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 130ページ、131ページ、中学校制服購入費補助金とありますけれども、これを取り扱っている会社というか、商店なんでしょうけれども、何店か、何社あるのかお聞かせください。

教育課長 町内では1店舗の駅前の呉服店さんのほうの取り扱いとなっております。

4番 ということは、独占的に1店だけで取り扱っているということですね。ここに1人当たり

上限3万円とありますけれども、制服の大体幾らぐらいして、5割か、3割なのか、町で補填しているのは、割合的にはどのぐらいになるんですか。

教育課長 制服については、対象は外着の制服とジャージ等も含まれるわけなんですけれども、人それぞれにお下がりをもたらったりということで、できるだけ節約して購入しているという雰囲気が見られます。ただ、そんな中でもやはりそういったもらえない、お下がりがない方ですとか、一番経費がかかってしまう方については10万円以上の出費がございます。ですので、その中で上限3万円ということで設定させてもらっているんですけれども、やはりそのあたりの多い申請としては7万円とか、そのあたりかと思えますけれども、12万を超えるとか、そういった方もございますので、今後ともそういった方の負担軽減のための経費としては有効な事業なのかなと感じております。

4番 3割から二十何%ぐらいかな、全部新しいものに変えればそのぐらいになると、これは絶対にやっていかなければならないと思うんですけれども、私もPTAやっていたときに父兄からの意見で「何で1社なの、選択肢ないのか、この町には」ということを父兄の中で意見として大分耳に入ってまいりました。やはり選択肢がないというのは、これはいかがなものかなと、ないと言え、店がないと言えそれまでなんでしょうけれども、ニコットさんも呉服も扱っておるわけですので、やっぱり選択肢をもう少しふやしていくという考えがあるのか、ないのか、その辺伺います。

町長 制服の問題については、私もPTA会長している際にいろいろ話題になりまして、当時、長沢中学校と舟形中学校が統合する際に新しい制服をつくったんですが、そのときは長沢中学校の方々に全額無償でというふうなこともありまして、かなり高級なブレザーを選択した経緯がございます。その後、有償になってきますと、非常に保護者の負担というものが多くなったということで、私も校長先生及び教育委員会のほうにお願いをしながら今の制服になってございます。

ただ、その業者選定につきましては、その制服をつくる、選ぶ際についても斎藤呉服店のほうから協力をいただいているというふうなことでございます。それについては、やはり町としても尊重していかなければいけないというふうに思いますし、商工業の持続的な発展というふうなことの観点からも町内の業者さんからは頑張ってくださいという思いもございます。そういった中で先日母親委員会のほうと保育所、小学校、中学校の母親委員の皆さんと懇談をさせていただく機会がございました。その中でやはり小学校に入るとき、中学校に入るとき、親の負担というのが一時的に大きくなると、それに対する補助ということもやっぱり必要だねというふうなお話をいただきました。また、同時に例えば小学校に入りますと、小学校で使う教材、数字の1、2とか、そういったものの教材があるそうなんです、そういったものもお下がりができればいいんじゃないのと、全部数がそろってなくても寄

せ集めでもいいのであればそれでいいんじゃないかというような方向にしていきたいとか、中学校の制服、3年生になって卒業していく際にはぜひそういったものを受け継いでいきたいというふうなことでございました。委員のおっしゃるとおりであるというふうに思いますが、そういった中で、母親委員会のほうでは、それでは母親委員会のほうでお下がりクラブというようなものも運営していくような方向で考えてみたいねというふうなこともございました。そういったうまくリサイクルというのではなくて、リユースというふうな形で使っていただければ、それはそれでいいのではないかというふうに思います。

ただ、先ほど1社選択肢がないというふうなことではございますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、町内の業者さんのことについて、1社しかない現実ではございますけれども、やはり商工業の発展、持続的な発展ということもありましたので、母親委員会のほうからは1社しか選べないというふうなことについての不満はないんですが、やはり先ほど言ったとおり、一時的に負担がかかるというふうなことが大きくあるので、そこを軽減できないかというふうなことの話があったようでございますので、総合的にそういったことを勘案しながら町としても進めていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 今ページ開いているそのページでございますが、131ページの右の備考で一番上です。委託料、(6)でございますが、放課後わかあゆ塾実施委託料、先ほど課長の答弁でちらっとわかあゆ塾の話出ましたけれども、成果表に出ていないんですが、300万もかけている事業ですので、ぜひ成果表に載せていただきたいと思いますが、口頭で結構ですので、この成果についてお伺いしたいと思います。

教育長 わかあゆ塾というのが、ちょっと最初に説明しますと、2種類あります。1つがボランティア、これは高校生とか大学生、先ほど山大の学生が来て行うというふうな、そういうところで行うわかあゆ塾、これはほとんど金をかけないでわずかなボランティアのお金で交通費等で行っているわかあゆ塾、小学校、中学校ともございます。小学校が3年生から5年生、そして中学校は全学年でやっております。これが先ほど課長が答弁した子供たちに勉強を教えるという一つのわかあゆ塾、これは夏休みを中心にやっているところでございます。春休みもやっております。

それから、もう一つが予算にかかわってくるわかあゆ塾のほうですが、これは民間塾に委託して、算数と数学について、それぞれ中学校の場合は年間を通して月曜日を中心に、ほとんど月曜日を中心に行っている事業でございます。小学校は6年生を中心に算数を長期休業中に行っております。

それで、これまでは算数、数学が特にずっと低かったんですが、昨年度と今年度、単純に学年の比較はできませんが、これまでかなり全国平均より下だったんですが、一部学校だより

等でも例えば小学校の紹介していますが、かなり全国平均に近づいてきている、それから数学のほう、中学校のほうもこれも単純に比較できないんですが、かなり、ちょっとまだマイナスなんです、若干マイナス1ぐらいですが、全国平均に近づいてきておまして、大分上がってきているというふうな成果が見てとれます。これは、ただ、学年で小6と中3の違う学年での比較ですが、一応その毎年を見る限りかなり差が全国平均に近づいてきているという成果は見られるんじゃないかと我々は捉えておるところでございます。

9番 ボランティアのほうはちょっと存じ上げていなかったもので、大変失礼しました。この塾のほうはそういう事業だというのはちょっと認識しておりましたけれども、教育長から答弁いただきましたが、なかなか評価といたしますか、文章であらわすのは難しい事柄かとは思いますが、ぜひこれだけ力を入れてやっておる事業ですので、何とかこの成果表にあらわせるような数字はいりませんが、文章でも結構ですので、そういった結果を見られるような仕組みにさせていただければなと思っておるところですが、今後どのようにお考えでしょうか。

教育長 わかりました。今のことを受けて、できるだけ予算、決算書と整合するような形で成果報告書のほうに文章を記載していきたいというふうに考えています。

9番 ぜひお願いしたいと思います。以前に奥山議員のほうからテストの学力がかなり落ちていると、山形県は落ちているという話で一般質問ございました。今、力を入れて算数が大分全国平均に近づいているということで、大変成果が上がっている事業でございますので、今後そのような形で成果表に組み入れていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 140、141ページでございます。社会教育費の中で141ページの備考の欄、下から4段目、東北街道会議負担金10万円でございます。これは昨年度、新たにできた10万円でございます。イザベラ・バードに関しての負担金ということでございますけれども、これの結果というか、どういった形で終了したのかお伺いしたいと思います。

教育課長 この負担金につきましては、イザベラ・バードにかかわる沿線の自治体ということが中心となりまして、実施事業のほうを実施するためにこの負担金を町からも出しております。10月に山形テルサにおいて講演会等を実施、2日間にわたって実施したようです。その際には800名ほどの参加者を得た事業であったというふうに伺っております。

以上です。

3番 これは東北文教大学事務局になっていると思うんですけども、これに関しての沿線自治体からのというふうなことを今課長答弁ございましたけれども、これに関しての収支報告書というのは事務局のほうからは出ていますでしょうか。

教育課長 収支報告のほうはこちらのほうに来ております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 136、137ページの10の2の4、児童交流学習事業費ですけれども、交流の長沢交流、舟形交流で長年やってきて、7年前にまず舟形小学校統合したということで、その間に世田谷、代沢小、山崎小と3校で取り組んできた中で、成果表の82ページのほうで(3)の成果というところで基本ホームステイという形で取り組んできた中で、やはりこの3校であって、世田谷、代沢小のほうの合併もありまして、人数が三、四年前に人数もふえまして、その間ホームステイという形でない状況も発生したと思いますけれども、今後まず人数に対して1家庭3人から4人泊めるような状況になると思うんですけれども、基本ホームステイという形をクリアできないという形の、家庭的な負担とか、不満とか等あると思うんですけれども、また来年度は違う形になるようなこともちょっと聞こえてきますけれども、そのような形で3つの学校の今後の交流活動についてキャパオーバー的なものが今後も続くと思いますけれども、どのような方向性で考えているかをお聞きしたいです。

教育課長 児童交流の舟形町と世田谷の児童との人数差というものにつきましては、こちらとしても大変受け入れ人数的な開きが年によって大きくなってきているということを認識しております。昨年度も世田谷区のほうとそれについて今後の方向性について打ち合わせを何回か行って、いろんな意見も伺っております。その中でやはり一番全体としてやはりこの交流自体はなくしたくないというような世田谷区からの強い思い、熱い思いがすごく伝わってきたところです。町としてはその考えを受けまして、やはりホームステイにこだわらずにやっていく方法もないかというところでお互い協議のほうを進めております。

今年度につきましては、舟形と世田谷の子供たちの比で舟形が1人に対して世田谷の子供が3人ちょっとということになりましたけれども、今後平成33年度には1人対5人、または6人というようなホームステイの受け入れの比率になっていくことが予測されておりますので、ホームステイにこだわらずに民間の民泊の施設のほうも活用して、世田谷の子供たちに泊まってもらいながらの交流の継続ということを昨年度から協議しております。その中で、冒頭でも申し上げましたけれども、その交流の熱といいますか、お互いに交流してすごくよかったと、今までの経緯、経験者の方のご意見をいただいておりますので、そこを下げることはないように、ホームステイがなくなったらちょっと関係性が薄くなったとか、そういうことのないように教育委員会のほうでも世田谷区の教育委員会と知恵を絞って内容については検討しているところです。今後とも継続していきたいというような事業となっております。

1番 ちょっとお聞きしたいんですけれども、来年度から真室川のほうの施設も利用すると聞きましたけれども、町ではもうそういう農林体験実習館とか、そういう施設をも越えるような形になっているのでしょうか。

教育課長 町には猿羽根山の体験実習館ございますけれども、そこでは人数的に受け入れが難しいということで、最も近隣で人数受け入れ数が可能な場所として神室少年自然の家というこ

とで、今のところ考えているんですけども、そこにしても世田谷の児童を泊めるだけで精いっぱいということもございます。舟形も世田谷も一緒に泊まったらという意見も、考えもあったんですけども、そのキャパ、神室のキャパにしても世田谷の児童がいっぱいというところもございますので、それを踏まえて今後具体的な計画を練っていきたいと思っております。

1番 やっぱ魅力的な都会のほうから見ると、やっぱりホームステイというのが一番魅力的な事業だったと思いますので、今後とも人数がオーバーするというような形で代沢小、山崎小と確かに両校とも大切な長い交流を進めてきた中で、やはり3校という世田谷のほうオーバーしているという形になりますけれども、いろいろな方法を考えながらやっぱり大変いい事業だと思いますので、今後ともよくつなげていけるように3校でいいのか、これから片方に絞るのか、そういう話し合いも含めた上で進めて、できればホームステイに戻せるような体制づくりも検討していただきたいと思います。

教育課長 この事業につきましては、世田谷区教育委員会と3年に1回の見直しということで方向性について確認、検討をさせていただいております。昨年度、その意見交換を行いまして、一応3年程度先ぐらの予測というところの話し合いをしてきたところです。今後のさらに先という話になりますと、相手校を選ぶとか、人数を絞るとかいろいろな考え方はありますけれども、そこは世田谷区と舟形町のお互いの業者がうまく合意できるような形での検討ということで今後の話になりますので、その部分については引き続き上司と相談しながらの方向方針決定ということになるかと思っております。今のところはできるだけ子供たちの交流熱を冷やさないような形で今後も継続進めていく方針でございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

9番 135ページです。小学校管理費で135の右の備考で(9)の工事費、先ほどちらっとお伺いしましたけれども、工事費の1,400万の執行額のうち、内訳で20万、職員室無線アクセスポイント強化工事というのがございますが、どういう工事なのかお伺いしたいと思います。

教育課長 無線アクセスポイント強化工事でございますけれども、小学校のほうでも校内LANといいますが、無線LANの利用が可能なような設備にしております。教務用、先生方用の無線と、児童が使う用の無線と分けているんですけども、今回行いました職員室内のアクセスポイントといいますが、先生たちが使うパソコンが無線につながるわけなんですけれども、台数も、それから容量も非常に大きくなってきたというような経緯もありまして、人によって無線がつながりにくくなっているという現象が起きたことに伴いまして、それでは事務に支障を来しますので、それを解消するために職員室の中に今までよりもっと容量の大きな機器を設置いたしまして、ストレスなく教職員の方のパソコンが無線LANにつな

がるようにシステムを增強させていただいた工事でございます。

9番 これは小学校ですが、中学校でも職員室の先生方と授業用のパソコンも中学校もありますよね。中学校はこういう支障は今のところないんですか。

教育課長 中学校につきましては、今のところ職員の利用する無線環境につきましては支障は出てきていない状況でございます。

9番 ちょっと前段の質問とちょっと変わって申しわけありませんが、先生方の使用しているパソコンと生徒さん方が授業で使うパソコンというのは、全てリース、先生方の個人のものというのはいないんですよね。それは中学校も同じ。

もう一点確認したいのは、よくある事故、持ち出して個人情報事故とかありますけれども、そういうものもしっかりと管理をして、外に持ち出したりしてはだめだよとはっきりした決まりといたしますか、それはルール化しているんでしょうか。そのあたりお伺いします。

教育課長 舟形小・中学校ともに個人のパソコンの持ち込みは認めておりません。これもセキュリティーの関係でルール化してございます。小学校、中学校の中で校内Wi-Fi設備を設置して運用しているというのも、そのセキュリティー強化のためでございます、一般の通信電波と直接アクセスできないような環境を構築しているところです。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが144ページ、文化財保護費の中で、成果表88ページ、②舟形町歴史民俗資料館の管理運営の中で、28年から30年までの入館料あります。6万9,000円から29年が7万7,000円、前年度は6万9,000円ということで、これだけの金額であれば、財政的な影響はないんじゃないかなというふうに思うわけです。青森の三内丸山遺跡については県営とはいえ、あれだけの展示施設であっても無料にしているわけです。そういったことを考えていくと、むしろ管理人にとってお金を扱う煩わしさ、この辺を考え、あと事務処理等を考えていけば、こんな入館料が入らなくても財政的な影響はないように思うわけです。そういったところを考えていくと、条例等の変更もせざるを得ないというようなこともありますけれども、無料にしても何らいんじゃないかなと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 先ほど4番委員さんのほうから財政の基盤をしっかりしろというようなお言葉もいただいているところでございます。ただ、6番委員さんのおっしゃるとおり、金額的に少ないというのも事実だというふうに思います。今後その民俗資料館の展示の方法等も含めてぜひ縄文の女神というものをPRしていく上で取ったほうがいいのか、それとも逆に言うとPRする意味で無償にしたほうがいいのかという検討もやはりしなければいけないんだと思いますので、教育委員会のほうとちょっと打ち合わせをさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ちょっと先のほうに進んで、150ページ、10の5の2、運動公園管理費でございますが、19万3,000円の執行額でございますが、成果表でお伺いします。成果表の101ページでございます。成果のほうで事業内容で予約が5件、利用者ゼロということで、文章で下のほうに成果こう書いてございますが、町イベント駐車場として使用后、凹凸がひどくなり整備しても、整備し切れない状態が続いているという結びをしてございますが、このあたり今後このグラウンドについて、どのようにしていくといたしますか、活用といたしますか、整備をしてグラウンドとしての活用していくのか、そのあたりのお考えをお伺いします。

町長 現在そこの町民グラウンドにつきましては、ほぼほぼ若鮎まつりでありますとか、ヒストリックカーの駐車場として利用されることのほうが多くなりまして、本来の野球であったり、サッカーであったりというところのものが少なくなっております。ただ、サッカースポ少の保護者のほうからは夜間、照明のついたサッカーをする場所がないということで、何とかならないものかというような要望もございます。現在そのことについて町民グラウンドのほうにはまだ照明のコンクリート柱がございます。ただ、それが使えるかどうかも含めて検討しなければならないというふうなことで検討しているんですが、今のネットの状況と、それからグラウンドの状況の中で、さほど人工芝にした場合にかからないのではないかというふうな見立てもあるようです。そういったところをちょっと町のほうとしても考えていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。県道のすぐ脇であって、夜、光がついてサッカーをしているところがあれば、それはそれで非常にいいのかなというふうに思っているところでございまして、それとあわせて町で管理しております便所と格納庫のほうが非常に今ほぼ使用できない状況になっておりますので、ちょうどバス格納庫のほうにあるところではありますが、そういったところも検討しながら一体的な整備ということで考えて今検討をしているというふうなところであります。ただ、やはりこれをするにしましても、それなりの工事費等がかかりますものですから、その財源をいろいろ確保しながらどういうふうなことで、東京のほうに行ったときには国会議員のほうの関連する先生のほうにもちょっとお願いをしてはおるところなんです、そういったことをしながら財源を確保して、その部分について整備ができていければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

9番 何年か前の中学生議会でも中学生の皆さんから町にグラウンドが多過ぎるんじゃないのという話もございました。今ちらっと見ても温泉の下とか、今の町民グラウンドとか、改善センター、さまざまグラウンドありますよね。旧小学校にもまだグラウンドあります。さっぱりそういう多過ぎるんじゃないかなと思うんですよ。ただ、整備をこれからして、あその箇所をサッカー場にすると今、話も素案もあるようですが、一方でこの成果表にあるように、若鮎まつりの駐車場の一番近い駐車場としても利用しているわけですよ。今後あそこ

人工芝張った場合に駐車場として使用できなくなってしまう。そのあたりも困る話なのではないかなと思っておりますので、あそこだけではなく総体的な町内にあるグラウンドの今後の活用計画といたしますか、そのあたりをしっかりと組んであの部分の整備とか、ほかのグラウンドの整備とかを進めていかないとまた同じようなことを繰り返してしまうんじゃないかなと思いますので、そのあたり計画をしっかりとしたものをつくり上げてやっていかなければならないと思いますが、もう一度町長のお考えをお伺いします。

町長 ご指摘のとおりだと思います。ただ、若鮎まつりの日の駐車場にしたときに行きますと、最上町方面に向かって右折をすると、そこに置いた方が今度はあそこに階段がございますので、横断をするというふうなことで、そこからへいべいさんのガソリンスタンドまでずっと車が詰まるというような原因の一つにもなっているのかなというふうにもちょっと思っているところでありまして、また、人工芝を敷いた際にそこを駐車場として可能なかどうかというのも今検討させているところでありますし、そういったことも検討はしておりますが、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、町の施設の統合であったり、集中選択というふうなことの考え方もやはりあるというふうに思いますので、その点についてはご指摘いただいたことを真摯に受けとめて対応していきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 では、ただいまより第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第11災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、12款公債費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 公債費の利子の償還なんです、ここで2,381万7,860円という執行額ございますが、この決算資料の一般会計の利子を見ると端数なんでしょう、若干合わないんですが、これはどっちがあれなんだろうね。この決算資料の20ページ、20ページの30年度元利償還額のちょう

ど中ほどの利子、一般会計合計が23760、こっちが23817、一時借り入れ分のやつが抜けているのではないよね。四捨五入の関係で端数合わないのはあってしかりとは思いますが、若干違いませんか。私のだけですか。

総務課財政係長 決算資料の20ページにつきまして、利子の部分に2,376万円というふうな1,000円単位で記載をしております。この金額につきましては、地方債現在高に係る利子ということで、決算書157ページの中で言いますと、長期債償還利子というふうな部分とリンクをしてございます。この部分が地方債の残高に係る利子分というふうなことになります。

以上です。

9番 そうすると、この一時借り入れ分の利子というのは、ここに含まないということなんですか。含んでだめなの。でも、これとこれと合うようにはならないの。何かそういう仕組みになっているんだっけだろうかという感じがしないですけども。

財政課長 一時借り入れ分につきましては、30年度については3月末に借り入れを行いまして、4月の当初、4月3日か5日ぐらいに返すというような、本当に短期間の借り入れになります。その期間、支出というか、会計室のほうで現金を支払うのに不足する額を一時的に借り入れをするというふうな内容でございますので、地方債の残高には関係のない部分と申しますか、そういうふうな部分でございますので、決算資料のほうと合わなくなっているというふうな内容でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費についての質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 第13款予備費を審査します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費についての質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計の審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

午後1時08分 休憩

午後1時10分 再開

委員長 会議を再開します。

委員長 国民健康保険特別会計の審査を行います。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問ありませんか。

9番 188ページの貸付金9の2の1です。

手法なんでしょうけれども、これも予備費からの充用ですが、100万充用してございますが、不用額で62万3,000円出しております。昨年と同じような操作をやってございますが、昨年は細かく充用しております、今回は100万ということでやってございますが、決まりはないんでしょうけれども、充用しておきながら不用額を出すというのも考えものかなと思ひまして、何でというのはあれですけども、こういうやり方なんでしょう。昨年のデータを見ますと、昨年と同じようにこれを充用で1万4,000円だけ予備費から充用しておいて、ちょうど不用額ゼロの操作をしておりますが、今回ちょっと100万ということで、不用額が多くなっていますが、何か意味があるんでしょうか。

健康福祉課長 答えいたします。

9款2項1目の貸付金につきまして、高額療養費の貸付金が心臓の手術の方の高額のが出てきまして、不足する形になりました。それで、予備費充用ということで100万円を充当させていただきまして、不用額につきましては、その後またこういった高額貸付が出てくるやもしれないということで、減額補正はせずに最後まで予算化しておりましたので、最終的に不用額というふうになってございます。

以上です。

9番 それで、先を見込んで100万という流用したということで、この不用額が60万何がしになったという話ですが、何というか、もう少し精度の上がった操作といいますか、そういうのはできなかったのかなという思いで質問をしましたので、今後ともそういうあたりを注意しながらよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員長 答弁いらぬですね。

では、次に移ります。

4番 176ページ、7ページ、ジェネリック利用促進委託料1万5,756円とありますけれども、これをやったことによってどのような、ジェネリックというか、薬安いやつなんでしょうけれども、どのような効果が出ていたのかお知らせください。

健康福祉課長 ただいまのジェネリック利用促進委託料につきましてですけども、これにつきましては、ジェネリックの薬の使用の呼びかけということで、はがきを送付しております。それで、医療費といいますか、薬をジェネリック品を使うことで医療費全体がやすくなりますとか、そういった啓蒙をはがきですするための委託料でございます。

4番 といいますと、これははがきで個人にこういうジェネリックを使うと医療費が下がるんだよということの啓蒙だけで、例えば診療所場合、先生から、私もこの年なので薬はもらっています。医者からこの薬はジェネリック安いからこっちのほうがいいんじゃないかとか、いろんな提案も先生からしてもらおうことも多々ありますので、やはりはがきもいいんでしょうけれども、やっぱり診療所など、先生などからジェネリックの有効性というものを患者の方に説明してもらおう考えはないのかお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

ことしの4月から新しくムトウ先生に来ていただきまして、新しく町で地域医療に努めていただいておりますので、これから先生のほうともいろいろお話しする機会もあると思いますので、そういった話もいろいろ先生とお話しして、ジェネリックの医薬品を勧めるようなこともお話しをしていながらご協力を願っていくように努めていきたいと思っております。

4番 前向きな答弁ありがとうございます。やはりはがきを見たからといって、普通我々町民がすぐ理解するかというと、なかなか難しいものがありますので、やっぱりかかりつけの先生からの提案というのが一番効くのかなという思いでおりますので、今後とも連携をとっていただいて、ジェネリックに切りかえられるものは切りかえていくようお願いしていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計についての質疑審査を終結いたします。

平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計についての質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

委員長 会議を再開します。

平成30年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 次に、水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問ございませんか。

6番 この水道事業につきましては、複式簿記に移行してから2年を経過したわけです。複式簿記というのは、企業会計と同じで貸借対照表、損益計算書ということで、非常に企業経営的な会計処理であります。2年経過してのこの会計処理によって従来とはどのように変わったのかお答え願いたいと思います。

委員長 休憩します。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

複式簿記、企業会計に移行しまして2年目、29年度から始まりましたので、30年度は2年目になります。私たちも2年目ということで、1年目はあっという間に過ぎてしまったような会計処理でありましたけれども、2年目に入りましていろいろ収支についていろいろ見えますと、収支についてはより細部にわたって予算の執行であったり、さまざまところが見えてきました。あと、減価償却費というのが出てきて複式簿記になりまして出てきております。そんな中で、その減価償却費が支出として出ていくわけなんです。将来にわたり建設改良費になりますが、どの時点でどういうふうな改良をしたり、更新をしたりというのがある程度めどがつかます。ついてきたのかなと考えております。やっぱり今までやってきました建設改良等々の企業債の償還金がかなりございますので、その辺も明確にわかりまして、今後の資本的な事業についてのめどがつくとか、そこら辺の計画がより明らかになってきたかなと考えております。

以上でございます。

6番 私が想定しておった答弁とは違ったので再度質問しますが、企業会計を導入した背景には、やはり水道事業が極力収支バランスがとれるような事業展開をしてほしいという国の思いがあるんじゃないかなと思うんです。そういった中で、企業会計導入しながら水道料金のあり方も含めたこの事業として成り立つような事業の展開を検討してくださいというような意味があるのかなと思っておりましたが、この点についてはどのような見解なんでしょうか。

地域整備課長 今のご質問でございますが、もちろん企業会計でございますので、独立採算制というか、そこを目指すところではありますが、やっぱり今の料金体系であったり、維持修繕費などを考えますと、一般会計から繰り入れをいただかないと会計そのものが成り立っていかないような状況にもなっております。そんな中で将来を通しまして、やっぱり料金の値上げというのは必要であろうかなとまっているところでもあります。その辺については、今後上司ともいろいろ検討しながらいろいろと考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

6番 やはり水道事業というのは、非常に生きていく上でぜひとも必要なものでありますので、全国で数例しかないと思いますが、民間会社をお願いした結果、いろんな問題が出てきているというところもありますので、長く制度事業が事業としてできるように少しは企業的な経営も取り入れながら進めていただきたいと思っております。

地域整備課長 そのように今後は進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろとご指導方もお願いしまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 この決算書の236ページ、237ページですが、この成果表の見せ方といいますか、説明の仕方なんです、成果表の135ページでございますが、135ページの事業内容の次の（ア）収益的収支及び支出、収入、営業収益1億514万6,036円でございますが、表現の仕方なんです、こちらの成果表は税抜きで表示しておって、決算書は税込みで、備考でうち税、820何がしという表現をしておりますが、成果表と合わせたほうが見やすいんじゃないかと思うんです。前年度までそういうふうになっておったんですが、何か決まりがあつてこういうふうに変更されたのか、そのあたりをお伺いします。

地域整備課長 今のご質問にお答え申し上げます。

決算書につきましては、この表示の仕方は税込みになっております。これは、会計上決まっておりますので、このような形の決算書になります。それで、成果の報告書135ページのほうでございますが、これは税抜き表示にしておりました。今、委員ご指摘のとおり、整合性をとるためにはやっぱり同じ数字を入れるべきだと思いますが、30年度の今回の成果の報告については税抜きであらわせていただきました。今後は税込みで決算書はそれはルールでありますので、それに合わせた形で来年度からは表示したいと考えております。

以上です。

9番 では、何か成果表直すのであれば、ついでに今成果表の申し上げました（イ）、（イ）の下（ウ）、特別損失266万7,727円ございますが、この（ウ）は上の（ア）の②の施設の営業外費用の下に来るんじゃないですか。ここで分けて書いている意味がよくわからないんですが。（ア）が収益的収入及び支出の欄ですよね。（イ）が資本的収入及び支出ですよね。そして欄外で（ウ）持ってきていますが、これは上の（ア）の支出の欄に入るのが普通、普通といいますか、そういう表現が妥当なんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

地域整備課長 ただいまのは委員おっしゃるとおりでございます。大変申しわけございません。それで、成果報告書につきましては、（ア）の②の下に（ウ）が来るような形になりますので、来年度の決算からはそのような形に報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

9番 では、そういうふうに表現を直すようお願いをしたいと思います。

それで、この成果表、また135ページですが、企業債です。（イ）で収入で企業債540万、この成果表に載せてございますが、ちょっと分けて意味がわからないんですが、決算書では資本的収入及び支出の企業債で380万、決算額、160万というのはまた別にあって、後ろのほうに説明がありますが、250ページにキャッシュフローの内容で説明がございまして、その他の財源と、建設改良費じゃないその他の財源のための企業債、収入と160万ございまして、この160万とこっちの380万の関係といいますか、ここには載せてだめなんでしょうか。決算書には載ってこない160万なんでしょうか。そのあたりちょっと私わからないので教えていただきたいと思います。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、成果表の中の企業債につきましては、540万の表示になっております。今、ご指摘のとおり、資本的収支の中の企業債については380万でございました。それで、収益的支出の分で160万ほど発生しております。それを含めまして、成果報告書のほうには540万という表記をさせていただきました。ただ、決算書のほうは380万となっております。ルールというか、これについては決算書のほうはルールどおり表記しなければいけないので、このような形になりますが、成果報告については380万の表示でも可能だと思われまして。ただ、今回540万の内訳としましては、先ほど言いましたとおり、収益的支出の分の企業債分が入っておりますので、540万という表記にさせていただきました。そのようなことでございます。

委員長 9番委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

9番 そうしますと、この企業会計の仕組みの中の決まりで、建設改良費等に充てる財源の企業債は決算書に載せるけれども、その他の財源に充てるための企業債、収入というのはこの決算書には出てこないということなんですか。160万というのは、この決算書ではない後ろのほう

うにキャッシュフロー出てきますけれども、後ろを見ないとわからないということで、この決算書と企業債の合計というのは合わない、合っていないですね。そこを説明しておかないと、決算書の説明は236ページしかしていないわけだから、備考に書くとかなんかしなければおかしいんじゃないかなと思うんだけど。

委員長 暫時休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時11分 再開

委員長 再開いたします。

地域整備課長 決算上はこのようなルールでなっておるわけなんですけど、ちょっと確認しましてからご報告してよろしいでしょうか。

委員長 では、後に報告をお願いします。

ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問ありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、公共下水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

9番 1点だけ確認です。128ページ、9ページの、済みません、歳入です。下の4款の雑入です。右の備考で物件移転補償費348万計上してございますが、内容についてお伺いします。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

これの物件移転補償費でございますが、県道の舟形大蔵線、木友地内歩道整備をずっと行っているわけなんですけど、そのこの工事に伴う公共ます等の移転補償費分でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計についての質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 続きまして、財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありますか。

暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時41分 再開

委員長 再開いたします。

委員長 質疑ございませんか。

4番 289ページ、前にも聞いたことあるような気がするんですけども、ピアノ14台とありますけれども、14台どこに保管しているんですか。

総務課長 記憶たどって大変恐縮なんですけど、小学校、中学校に、あと体験実習館、それから環境改善センター、それから中央公民館と生涯学習センター、あと保育園もあります。ちょっと台数どこに何台というふうなところではちょっと今記載、ちょっと把握していないので、ちょっと記憶でしか答えられませんが、そんなところでございます。

4番 深く追求するつもりは、14台もどこにあるのかなど、やっぱり指折り数えても14台と本当にあるんだったら、それはそれで結構です。

委員長 いいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、財産に関する調書についての質疑審査を終結いたします。

お諮りします。

一般会計外6特別会計の歳入歳出決算について、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、平成30年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成30年度舟形町水道事業会計決算、平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、これについて原案のとおり認定することに決ま

たしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りをいたします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思ひます。ご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしま
した。

以上をもちまして、一般会計の外6特別会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了
いたします。

4日間にわたる審査、ご苦勞さまでございました。皆様のご協力をいただきまして、無事終
了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成30年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時46分 閉会